

平成21年第1回潟上市議会定例会会議録（5日目）

○開 議 平成21年3月5日 午前10:00

○閉 会 午後 4:57

○出席議員（20名）

| | | |
|----------|----------|-----------|
| 1番 千田正英 | 2番 戸田俊樹 | 3番 児玉春雄 |
| 5番 澤井昭二郎 | 6番 藤原幸雄 | 7番 佐藤恵佐雄 |
| 8番 小林悟 | 9番 佐藤義久 | 10番 赤平末次郎 |
| 11番 藤原典男 | 12番 佐藤幸孝 | 13番 佐藤昇 |
| 14番 伊藤博 | 15番 伊藤栄悦 | 16番 菅原久和 |
| 17番 中川光博 | 19番 大谷貞廣 | 20番 西村武 |
| 21番 堀井克見 | 22番 藤原幸作 | |

○欠席議員（0名）

○説明のための出席者

| | |
|-------------|-------------------------------|
| 市長 石川光男 | 副市長 鑑利行 |
| 総務部長 伊藤賢志 | 会計管理者 門間鋼悦 |
| 産業建設部長 宮田隆悦 | 水道局長 澤井昭 |
| 教育次長 山平東 | 市民生活部長 鈴木鋼生 |
| 福祉保健部長 鈴木公悦 | 選挙管理委員会事務局長・ 監査委員事務局長 櫻庭新悦 |
| 総務課長 児玉俊幸 | 市長公室長 鈴木司 |
| 財政課長 幸村公明 | 税務課長 伊藤正 |
| 産業課長 根一 | 建設課長 山口義光 |
| 総務学事課長 鎌田雅樹 | 生活環境課長 鈴木利美 |
| 市民課長 藤原貞雄 | 社会福祉課長 山平重男 |
| 高齢福祉課長 伊藤律子 | 健康推進課長 小林健一 |
| 収納課長 菅原龍太郎 | 農業委員会事務局長 田仲茂隆 |
| 下水道課長 三浦永寿 | 都市整備課長 佐々木博信 |

| | | | |
|----------|------|-------------|-------|
| スポーツ振興課長 | 菅原徳志 | 幼児教育課長 | 伊藤清孝 |
| 生涯学習課長 | 瀬下三男 | 昭和総合窓口センター長 | 川上秀佐男 |
| 追分出張所長 | 鈴木久雄 | 天王総合窓口センター長 | 三浦喜博 |

○議会事務局職員出席者

| | | | |
|--------|------|---------|------|
| 議会事務局長 | 門間裕一 | 議会事務局次長 | 伊藤正吉 |
|--------|------|---------|------|

平成21年第1回潟上市議会定例会日程表（第5号）

平成21年3月5日（5日目）午前10時開議

会議並びに議事日程

- 日程第 1 諸般の報告（議会運営委員長）
- 日程第 2 議案第 4号 潟上市自治会館設置条例（案）について
- 日程第 3 議案第 5号 潟上市地域審議会の設置に関する条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 4 議案第 6号 潟上市介護保険条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 5 議案第 7号 潟上市市営住宅条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 6 議案第 8号 潟上市消防団に関する条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 7 議案第10号 平成20年度潟上市一般会計補正予算（第8号）（案）について
- 日程第 8 議案第11号 平成20年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）（案）について
- 日程第 9 議案第12号 平成20年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）（案）について
- 日程第10 議案第13号 平成20年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）（案）について
- 日程第11 議案第14号 平成20年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第5号）（案）について
- 日程第12 議案第15号 平成20年度潟上市豊川財産区特別会計補正予算（第1号）（案）について
- 日程第13 議案第16号 平成20年度潟上市下虻川財産区特別会計補正予算（第1号）（案）について
- 日程第14 議案第17号 平成20年度潟上市和田妹川財産区特別会計補正予算（第1号）（案）について

- 日程第 1 5 議案第 1 8 号 平成 2 0 年度潟上市飯塚財産区特別会計補正予算（第 2 号）（案）について
- 日程第 1 6 議案第 1 9 号 平成 2 0 年度潟上市水道事業会計補正予算（第 5 号）（案）について
- 日程第 1 7 議案第 2 0 号 平成 2 1 年度潟上市農業集落排水事業特別会計への繰り入れについて
- 日程第 1 8 議案第 2 1 号 平成 2 1 年度潟上市下水道事業特別会計への繰り入れについて
- 日程第 1 9 議案第 2 2 号 平成 2 1 年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計への繰り入れについて
- 日程第 2 0 議案第 2 3 号 平成 2 1 年度潟上市一般会計予算（案）について
- 日程第 2 1 議案第 2 4 号 平成 2 1 年度潟上市国民健康保険事業特別会計予算（案）について
- 日程第 2 2 議案第 2 5 号 平成 2 1 年度潟上市老人保健特別会計予算（案）について
- 日程第 2 3 議案第 2 6 号 平成 2 1 年度潟上市後期高齢者医療特別会計予算（案）について
- 日程第 2 4 議案第 2 7 号 平成 2 1 年度潟上市介護保険事業特別会計予算（案）について
- 日程第 2 5 議案第 2 8 号 平成 2 1 年度潟上市有線放送事業特別会計予算（案）について
- 日程第 2 6 議案第 2 9 号 平成 2 1 年度潟上市農業集落排水事業特別会計予算（案）について
- 日程第 2 7 議案第 3 0 号 平成 2 1 年度潟上市下水道事業特別会計予算（案）について
- 日程第 2 8 議案第 3 1 号 平成 2 1 年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計予算（案）について
- 日程第 2 9 議案第 3 2 号 平成 2 1 年度潟上市豊川財産区特別会計予算（案）について
- 日程第 3 0 議案第 3 3 号 平成 2 1 年度潟上市下虻川財産区特別会計予算（案）について

- 日程第 3 1 議案第 3 4 号 平成 2 1 年度潟上市和田妹川財産区特別会計予算（案）について
- 日程第 3 2 議案第 3 5 号 平成 2 1 年度潟上市飯塚財産区特別会計予算（案）について
- 日程第 3 3 議案第 3 6 号 平成 2 1 年度潟上市土地取得事業特別会計予算（案）について
- 日程第 3 4 議案第 3 7 号 平成 2 1 年度潟上市水道事業会計予算（案）について
- 日程第 3 5 議案第 3 8 号 市道路線の認定及び変更について
- 日程第 3 6 請願・陳情について
- 日程第 3 7 各常任委員会の報告について
- 総務常任委員長
- 社会厚生常任委員長
- 産業建設常任委員長
- 文教常任委員長
- 日程第 3 8 議案第 3 9 号 潟上市立保育所を世田谷区が保育を実施する児童に使用させることに関する協議について
- 日程第 3 9 議案第 4 0 号 平成 2 0 年度潟上市一般会計補正予算（第 9 号）（案）について
- 日程第 4 0 発議第 1 号 潟上市議会会議規則の一部を改正する規則（案）について
- 日程第 4 1 発議第 2 号 議会改革特別委員会の設置に関する決議について

午前10時00分 開議

○議長（藤原幸作） おはようございます。

ただいまの出席議員は20名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成21年第1回潟上市議会定例会を再開致します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

【日程第1、諸般の報告（議会運営委員長）】

○議長（藤原幸作） 日程第1、諸般の報告、議会運営委員長より報告事項があります。

15番伊藤議会運営委員長。

【議会運営委員会の報告】

○議会運営委員長（伊藤栄悦） おはようございます。議会運営委員会の報告を致します。

議会運営委員会は、本日3月5日に委員、正副議長、当局からの説明員として副市長、総務部長の出席のもとで開催しております。

追加提出議案について申し上げます。

当局より、議案第39号、40号について、議案の概要説明を受けたところ、本日の本会議にて審議することになりました。

各常任委員会に付託されております議案と陳情について、委員会の報告を行って採決した後に追加日程として取り扱い致します。

以上、議会運営委員会の報告と致します。

【日程第2、議案第4号 潟上市自治会館設置条例（案）について から 日程第36、請願・陳情について】

○議長（藤原幸作） 日程第2、議案第4号から日程第36、請願・陳情についてまでを一括議題とします。

議案の朗読を省略します。

【日程第37、各常任委員会の報告】

○議長（藤原幸作） 日程第37、各常任委員会報告を行います。

付託されておりました各常任委員会の所管部分について、各常任委員長より、これまでの審査の経緯と結果について報告を求めます。

また、委員長報告の後、質疑および討論を行います。各補正予算（案）ならびに当

初予算（案）については、各委員長報告が全部終了後に1件ずつ採決致しますので、宜しくお願いします。

なお、各条例（案）と特別会計の繰り入れ、市道路線の認定と変更および陳情については、採決まで行います。

報告の順序は、総務常任委員会、社会厚生常任委員会、産業建設常任委員会、文教常任委員会の順に行います。

それでは、はじめに総務常任委員会の報告を求めます。19番大谷総務常任委員長。

【総務常任委員会の報告】

○総務常任委員長（大谷貞廣） 皆さんおはようございます。

それでは、総務常任委員会から報告させていただきます。

平成21年第1回定例会で当委員会に付託された議案について、会議規則第102条の規定により報告します。

審査年月日 平成21年2月24日、25日（2日間）

出席委員 戸田俊樹、佐藤恵佐雄、佐藤幸孝、藤原幸作、大谷貞廣

説明当局 副市長、総務部長、会計管理者、
選挙管理委員会事務局長兼監査委員事務局長、議会事務局長、
各関係課長

書記 議会事務局 西村美里

審査の経過と結果

議案第4号、潟上市自治会館設置条例(案)について。

本条例は、平成21年4月1日供用開始を予定している上町自治会館の設置および管理について定めるため、関係条例を制定するものです。

自治会館の指定管理についての考え方はどうかとの質問に対し、指定管理を導入することで地域での利用がしやすくなることや、商店街と自治会が一体となって各種イベント等を行うことにより、利用料金を施設の維持管理費の一部に充てるなど経費節減が図れると考えております。また、地域の施設は地域に管理をお願いしていきたいとの回答でした。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第5号、潟上市地域審議会の設置に関する条例の一部を改正する条例（案）について。

本案は、行政組織機構の見直しに伴い、条例中「総務部市長公室」となっている部分を「総務部企画政策課」と改めるものです。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第10号、平成20年度潟上市一般会計補正予算（第8号）（案）について。

歳入の主なものは、9款1項地方交付税1億823万8,000円と、13款2項4目総務費国庫補助金3,626万7,000円の増額です。国庫補助金の内訳は、地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金（上町集会所建設事業へ充当するもの）と定額給付金給付事務費補助金です。

歳出の主なものは、2款1項総務管理費のうち、基金積立金と定額給付金給付事業費にかかわるものです。

定額給付金のスケジュールと商品券などへ対応はとの質問に対し、給付の時期は国の動向を見て対応することになりますが、4月の中旬以降を想定しています。また、商品券については連携する商工会等と検討していく必要があるとの回答でした。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第16号、平成20年度潟上市下虻川財産区特別会計補正予算（第1号）（案）について。

歳入は財産貸付収入および繰越金等、歳出は財政調整基金積立金です。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第17号、平成20年度潟上市和田妹川財産区特別会計補正予算（第1号）（案）について。

歳入は繰越金等、歳出は財政調整基金積立金です。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第18号、平成20年度潟上市飯塚財産区特別会計補正予算（第2号）（案）について。

歳入は繰越金等、歳出は財政調整基金積立金です。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第23号、平成21年度潟上市一般会計予算（案）について。

歳入について、1款市税は25億3,437万6,000円で全体で3.5%減の計上をしています。このうち市民税3.8%の減、固定資産税3.2%の減、市たばこ税6.6%の減です。

委員から、企業倒産や滞納対策について質問があり、企業倒産については県とも協力

し、情報があればすぐに財産調査し、差押等をしているとのことでした。また、滞納対策についてはインターネット公売等、先進地の有効策を積極的に取り込んでいるとの回答でした。

2 款地方譲与税 1 億3,776万円は10.5%減です。道路特定財源の一般財源化による地方道路譲与税が廃止されたため、新たに 1 項地方揮発油譲与税2,320万円を計上しています。

2 項自動車重量譲与税が10.3%減となっています。

3 款利子割交付金は1,010万円です。12.2%の増です。

4 款配当割交付金は280万円です。48.1%の減です。

5 款株式等譲渡所得割交付金は150万円です。50%の減です。

6 款地方消費税交付金は 2 億2,240万円です。13.6%の減です。

7 款自動車取得税交付金は4,000万円です。11.1%の減です。

8 款地方特例交付金3,950万円は96.5%の増となっています。これは、市民税の住宅取得控除が新設されたことによるものです。

9 款地方交付税55億8,177万5,000円は1.9%の増額となっています。普通交付税は地方雇用創出推進費の新設などにより2.1%増、特別交付税は2.7%の減です。

14 款県支出金は各種事務委託金が主なものです。

17 款繰入金のうち 2 項基金繰入金は前年より 2 億8,195万9,000円、96.7%減額で、これは財政調整基金の取り崩しは行わないことによるものです。公的資金繰上償還の財源として減債基金970万円を取り崩しています。

18 款繰越金 2 億円は前年度繰越金、20 款市債12億5,900万円は臨時財政対策債、公的資金借換債が主なものです。

歳出について、1 款議会費は 1 億9,395万9,000円で議員報酬および職員の人件費が主なものです。増額は、主に現在議員 2 名の欠員が定員の22名になることによるものです。

2 款 1 項総務管理費10億6,947万7,000円の主なものは、一般管理費では各種審議会等の委員報酬、職員等人件費、広報費では広報発行の印刷製本費、財政管理費では公会計システム整備委託料、財産管理費では庁舎等の管理費、企画振興費では地域審議会委員の報酬、電子計算費では機器の保守管理委託料およびパソコン購入費、自治振興費では自治会活動推進費補助金等を計上しています。

委員から、公会計整備によるバランスシートが出せるのはいつごろかと質問があり、

平成20年度分を今年の秋以降に公表するとの回答でした。

12目生活交通費はJR駅管理委託料と、4月1日から新システムで運行するマイタウンバス運行費補助金が主なものです。

新たに16目地域再生事業費5,017万5,000円を計上しており、県立大学連携事業委託料、活性化推進協議会、新庁舎建設検討委員会の各委員の報酬と職員の人件費が主なものです。

委員から、地域再生計画はどのようなきっかけで取り組むことになったかという質問があり、鞍掛沼活性化検討委員会の意見や検討結果を集約した提言書に基づき地域再生計画へ取り組み、内閣総理大臣の認定を受けたものであるとの回答でした。

また、委員から、県立大学連携事業委託料の内容はどの質問があり、県立大学との連携協定に基づき活性化推進協議会への参画や地域再生計画の具体的な取り組み、地産地消等へのアドバイスをしていただきたいと思っている。また、共同事業として八郎湖再生を目指した八郎湖再生ビジョンの作成や環境学習プログラムの作成、八郎湖ブランドの構築等を進めていきたいと考えているとの回答でした。

2款総務費2項徴税費1億3,860万円は職員の人件費が主なものです。

2款4項選挙費1億296万9,000円は秋田県知事選挙費、市長選挙および市議会議員補欠選挙費、衆議院議員選挙費、市議会議員選挙費にかかわるものが主なものです。

2款5項統計調査費1,691万3,000円は各種調査員報酬等と地籍調査費にかかわるものです。

2款6項監査委員費973万5,000円は監査委員の報酬、職員の人件費が主なものです。

12款公債費22億4,881万円は前年より4億9,852万1,000円、28.5%の増です。これは、公的資金の繰上償還に5億6,000万円ほどを計上しているためです。

市債の残高は全体で300億円ほどあるが、今後の繰上償還の予定はどの質問に対し、繰上償還は平成19年度から21年度まで実施できるもので、対象が利率5%以上となっており、今回可能なものをすべて計上している。今後もしできるかぎり市債の圧縮をしたいとのことでした。

13款予備費は1,500万円を計上しています。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第33号、平成21年度潟上市下虻川財産区特別会計予算（案）について。

歳入について、2款の繰入金は108万9,000円で財政調整基金繰入金を計上しています。

歳出について、1 款総務費99万3,000円は一般管理費では協議員の報酬等を、財産管理費では工事請負費に旭町墓地駐車場乗入工事に29万4,000円、2 款予備費は10万円を計上しています。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第34号、平成21年度潟上市和田妹川財産区特別会計予算（案）について。

歳入について、1 款の財産収入は18万1,000円で墓地貸付収入および斎場用地貸付収入を、2 款の繰入金は32万6,000円、財政調整基金繰入金を計上しています。

歳出について、1 款総務費41万円は一般管理費に協議員報酬を、財産管理費では人夫賃金等を、2 款予備費は10万円を計上しています。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第35号、平成21年度潟上市飯塚財産区特別会計予算（案）について。

歳入について、1 款財産収入は26万2,000円でクリーンセンター最終処分場用地貸付収入を、2 款の繰入金は27万1,000円で財政調整基金繰入金を計上しています。

歳出について、1 款総務費43万6,000円は一般管理費では協議員の報酬等を、財産管理費では人夫賃金等、2 款予備費10万円を計上しています。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第36号、平成21年度潟上市土地取得事業特別会計予算（案）について。

歳入について、2 款繰入金1,254万9,000円は一般会計繰入金を計上しています。

歳出について、1 款土地費1,255万3,000円は土地開発公社償還金を計上しています。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

陳情第1号、日米地位協定に関わる「裁判権放棄の日米密約」の公表と廃棄を求める要請について(陳情)。

日米密約について日本政府は否定しているものの、密約文が発見されたということ、裁判が適正に行われることが望ましいという趣旨が理解できるため、全会一致で採択すべきものと決しました。

陳情第2号、JR不採用問題の早期解決を求める陳情書。

未だ解決までに至っていない問題であり、早期解決が必要なことから願意妥当と認め、全会一致で採択すべきものと決しました。

陳情第3号、最低賃金の大幅引き上げと、全国一律最低賃金制度確立を国に求める意見書採択を求める陳情書。

願意妥当と認め、全会一致で採択すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会の報告とします。

○議長（藤原幸作） これから議案の質疑に入りますが、質疑についてはご承知のとおり、ただいま報告されました委員長報告に対する質疑ですので、お願いします。

なお、数字等につきましては、できれば決算書のページ、款項について触れていただければありがたいと思います。

最初に、議案第4号、潟上市自治会館設置条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。14番。

○14番（伊藤 博） 議案第4号についてお尋ねを致します。

この条例（案）については指定管理者制度をとるということでありますけれども、指定管理者制度というのは公募するのが原則ということでありまして、今回の場合は上町の町内会が協議をして合意が得られれば指定をするというご説明であったようですが、この指定管理者制度にあたっては公募が行われたか、あるいはその内容についてはどういう説明があったのかというのが1点であります。

それから、この条例（案）10条の中には利用料金を管理者の収入とするということがありますけれども、今後、施設の修繕費等が発生した場合、市とのかかわり、あるいは指定管理者とのかかわりという今後の経費についてどういうふうになるのかという審査内容がありましたらお知らせいただきたい。

それから11条と12条には「特別な理由がある場合は」ということが明記されているわけですが、その特別な理由ということはどういうことが、内容が想定されて11条、12条が置かれているのかというのが3点めです。

指定管理者ということになって当初の説明の段階では、これをモデルケースということにしていきたいというご説明があったわけでありまして、各地域にいろいろと集会所あるいはそれに準ずるような施設がたくさんあるわけなんです、今後こういう施設、集会所あるいは自治会館に対しての指定管理の導入の行方とか、そういう広がり、今後の管理についてどういうふうにするというような当局の説明があったのか、また、委員会の審査はどういうふうにあったのか、その辺のところをお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（藤原幸作） 19番。

○総務常任委員長（大谷貞廣） 委員会の審査を報告します。

まず、議案第4号の潟上市自治会館設置条例（案）についてなんですけども、第1条は設置。地域住民の連帯意識の向上や商店街の活性化を図り、健康で文化的な社会環境を構築するための活動の場として自治会館を設置すると。第2条は名称および位置なんですけども、名称は上町自治会館で位置は潟上市大久保の小橋24番地とすると。第3条は使用の認可と。使用については、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。第4条、使用料。別表による、これは中央地区館のレイクプラザと同様に設定しますと。第5条は使用料の減免なんですけども、公益上特に必要があると認めるときは、第4条に規定する使用料を全額免除すると。7条から12条の規定は指定管理に関する規定で、指定管理者に管理ということで、7条は会館の管理を法人その他の団体に指定管理することができるものと。第8条は指定管理者の業務として、使用の許可および使用の制限等に関する業務。施設および設備の維持管理に関する業務。3として市長が必要と認める業務と。指定管理を行わせる場合は3条の使用許可等に関して指定管理者とすると。9条は管理の基準。管理の基準は規則で定めると。第10条は使用料金。指定管理を行う場合は指定管理者の収入として収受させることができるものとする。第11条は利用料金の減免。指定管理者は特別な事由があると認めるときは、使用料金を減免、全額免除することができる。13条は現状回復の義務と。第14条は損害賠償を求める。第15条は委任。管理運営に関し、必要な事項は規則に別に定めるといような説明がありました。そういうことであります。

○議長（藤原幸作） ただいまは条項の説明をしたわけですが、14番の質問のことについて宜しくお願いします。

○総務常任委員長（大谷貞廣） この今の潟上市の自治会館、ただいまのお話の中で、これをモデルにしたいと、そういうような説明がありました。

○議長（藤原幸作） 14番。

○14番（伊藤 博） 条文のご説明を今いただいたわけなんですけども、議案書の中にあるわけですのでこのことはわかっておりますけれども、私伺ったのは、再度整理を致しますけども、一つは今後モデルにするということなんですけども、ほかの地域の集会所あるいは自治会館、ことぶき荘、いろいろあるわけですが、こういう施設に対してもこういう指定管理というような考え方をモデルとして広めていくというお話の説明、あるいは審査になったのかというのが1点であります。

それから、指定管理者制度をとった場合に今後その会館設備の修繕料が何らかの場合

で、例えば老朽化しても発生するわけですが、その修繕料が今後発生した場合は市が立て替えてというか市が持つのか、あるいは指定管理者が持つのか、そういう今後の修繕料の問題ということ。

それから11条と12条に「特別な理由が」ということが書かれてあって具体的に何だというのはないんですが、特別な理由として考えられるものは何かという説明は当局からどのようにあったのか。

この3点を伺いたいと思います。

○議長（藤原幸作） 19番。

○総務常任委員長（大谷貞廣） 第1点なんですけれども、どのように進めていけばということは、これをもとにして今後進めていくと。

それから補修とかそういう件については、この条例案の中に現状回復の義務、13条、14条の中で、特に14条、故意又は過失による施設等を損傷し又は滅失した者は、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。この条項であります。

○議長（藤原幸作） 14番。

○14番（伊藤 博） もう1点だけ確認をしておきますけども、今回は指定管理者を自治会館にとると。自治会館、集会所、ことぶき荘とか名称がいろいろ違うんですが、地区の集会所的集まりやすい場所ということですが、今回のこの条例（案）では利用する人間は利用料金を払わなければならないということがあるのがやはり大きな違いだと思います。ほかの地域の集会所あるいはことぶき荘等については、この利用料金というものがないわけでありまして。地区の方々が利用するのに利用料を払うということは、あまり気軽に会館を使えないなど、料金が発生するなということにならないかどうかの心配があるわけです。11条、12条のところには、その特別な理由ということで地域の実地の集会とか集まりには料金が発生しないとかということが想定されているのかなということが考えられたわけですが、1点確認したいのは、今回指定管理者をとる条例（案）ですけれども、指定管理者をするのと委託をする、地域、自治会あるいは町内会に委託をして運営するという違いとか、その辺の説明あるいは確認等はあったのかお伺いをします。

○議長（藤原幸作） 19番。

○総務常任委員長（大谷貞廣） 委託と指定管理者、そのお話しなんですけども、委託の

お話はちょっと出ていませんでしたけれども、今後ともこういう要するに受益者負担というものの方向で進んでいきたいというようなお話がありました。

○議長（藤原幸作） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第4号を採決致します。本案に対する総務常任委員長の報告は可決であります。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立多数。したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号、潟上市地域審議会の設置に関する条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。6番。

○6番（藤原幸雄） どうも委員長、御苦労さんです。

今この内容で条例中、総務部市長公室を総務部の企画政策課と改めると、このようになっておりますが、我が潟上市が立ち上げてまだ4年足らずでございますが、この間で市長公室といった場合に何か不都合があったのかどうか。それから、改めた場合にどのようなメリットがあってこのような条例を改正するのか。それから、単純に市長公室と政策課ということで比較した場合に、職員数はどのような、何といたしますか若干少なくなるのか、そこら辺のところを内容的にひとつご説明いただければありがたいと思います。

○議長（藤原幸作） 19番。

○総務常任委員長（大谷貞廣） お答えします。

市長公室を廃止、企画政策課へ引き継いだと。業務そのものを移行したんですけれども、公室の秘書および地域管理の部分を総務課へ移したと。それから、その他の業務を総務課の広報統計班を企画政策課へ移行したということでございます。

職員の増減はありません。それは総体的なところの枠組みの中で行っておると聞いております。

○議長（藤原幸作） 6番。

○6番（藤原幸雄） このいわゆる条例の一部を改正することによって、ただ移行したとか名前を変えたとかでなくて、やはりそれなりに当局にはメリットがあるものと考えて条例を提案しているものと思いますので、その辺の内容、どのようなご審議であったのかひとつ詳しくご説明いただければありがたいと思います。

○議長（藤原幸作） 19番。

○総務常任委員長（大谷貞廣） お答えします。

この施策のスピード化ということになるわけですがけれども、専門性を持つということで市民にわかりやすい組織機構を目指したものでございます。

○議長（藤原幸作） 5番澤井議員から先ほど発言がありますので、どうぞ。

○5番（澤井昭二郎） 私事ですみませんが、今日、腰の具合が悪いので、採決の際、挙手をもって私のみ認めてもらいと思ひましてお願いします。

○議長（藤原幸作） ただいま5番澤井議員から、起立がちょっと不自由でございまして挙手でもって起立にかえていただきたいということでございまして、皆さんご了承していただきたいと思ひます。

○議長（藤原幸作） ほかにございせんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第5号を採決致します。本案に対する総務常任委員長の報告は可決であります。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員。したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

これより議案第10号、平成20年度潟上市一般会計補正予算（第4号）（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第16号、平成20年度潟上市下虻川財産区特別会計補正予算（第1号）（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第17号、平成20年度潟上市和田妹川財産区特別会計補正予算（第1号）（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第18号、平成20年度潟上市飯塚財産区特別会計補正予算（第2号）（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第23号、平成21年度潟上市一般会計予算（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。14番。

○14番（伊藤 博） 1点ご確認というか教えていただきたいところがあります。

報告書のところに具体的になかったようですけれども、予算書では37ページの共済費に追加費用4,957万円というのがあります。当初予算に追加費用と出てきたわけですが、これの内容等の説明をお伺いしたいと思います。

○総務常任委員長（大谷貞廣） 議長、暫時休憩してください。

○議長（藤原幸作） 暫時休憩します。

午前10時46分 休憩

午前10時47分 再開

○議長（藤原幸作） 会議を再開します。

19番。

○総務常任委員長（大谷貞廣） お答えします。

共済基礎年金の変更だそうです。これも37年間の期間でございます。その費用でございます。

○議長（藤原幸作） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第33号、平成21年度潟上市下虻川財産区特別会計予算（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第34号、平成21年度潟上市和田妹川財産区特別会計予算（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第35号、平成21年度潟上市飯塚財産区特別会計予算（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第36号、平成21年度潟上市土地取得事業特別会計予算(案)について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、委員長報告の陳情第1号、日米地位協定に関わる「裁判権放棄の日米密約」の公表と廃棄を求める要請について(陳情)について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

陳情第1号については、総務常任委員長報告のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藤原幸作) 起立全員。したがって、陳情第1号は総務常任委員長の報告のとおり採択することに決定になりました。

次に、委員長報告の陳情第2号、JR不採用問題の早期解決を求める陳情書について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

陳情第2号については、総務常任委員長報告のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員。したがって、陳情第2号は総務常任委員長の報告のとおり採択することに決定になりました。

次に、委員長報告の陳情第3号、最低賃金の大幅引き上げと、全国一律最低賃金制度確立を国に求める意見書採択を求める陳情書について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

陳情第3号については、総務常任委員長報告のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員。したがって、陳情第3号は総務常任委員長の報告のとおり採択することに決定になりました。

暫時休憩致します。再開は11時10分とします。

午前10時51分 休憩

.....
午前11時10分 再開

○議長（藤原幸作） 休憩前に引き続き会議を再開致します。

次に、社会厚生常任委員会の報告を求めます。1番千田社会厚生常任委員長。

【社会厚生常任委員会の報告】

○社会厚生常任委員長（千田正英） おはようございます。

平成21年第1回定例会で社会厚生常任委員会に付託された議案について、会議規則第102条の規定により報告します。

1. 審査年月日 平成21年2月24日、25日、2日間です。

2. 出席委員 伊藤栄悦、澤井昭二郎、赤平末次郎、伊藤 博、千田正英

3. 説明当局 福祉保健部長、市民生活部長、各関係課長

4. 書 記 福祉保健部 社会福祉課 小瀧清隆

5. 審査の経過と結果

議案第6号、潟上市介護保険条例の一部を改正する条例（案）について。

介護保険法（平成9年法律第123号）第117条の規定により策定した第4期潟上市介護保険事業計画に基づき、平成21年度からの介護保険料を定める必要があるため、条例の関係部分を改正するものです。

基準額を4,250円から4,700円に引き上げる。

委員から、引き上げの根拠、第4期計画の概要、基金等について質疑がありました。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第8号、潟上市消防団に関する条例の一部を改正する条例（案）について。

消防団組織の情報伝達の迅速化および効率化を図り、近年多種多様化している火災や自然災害に迅速に対応する必要があるため、条例の関係部分を改正し、その内容は副支団長を廃止するものです。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第10号、平成20年度潟上市一般会計補正予算（第8号）（案）について。

歳入、13款1項1目民生費国庫負担金773万5,000円の増額補正は、障害者福祉費負担金、保険基盤安定負担金のそれぞれの実績見込みによるものです。

14款1項1目民生費県負担金1,561万9,000円の減額補正の主なものは、国保保険基盤安定負担金の実績見込みによるものです。

17款1項1目特別会計繰入金1,380万円の減額補正は、国民健康保険事業特別会計繰入金の実績見込みによるものです。

歳出、3款1項2目障害者福祉費1,488万4,000円の増額補正の主なものは、身体障害者更生医療給付費、特別障害者・障害児福祉手当、介護給付費・訓練等給付費の実績見込みによるものです。

3款1項5目国民健康保険費9,989万4,000円の増額補正は、国民健康保険特別会計繰出金で、事業精算による国等の補助金、負担金、交付金の減額による財源不足へ充当するものです。

4款1項4目成人保健費1,380万円の減額補正は、特定健診委託料の受診者の減によ

るものです。

9款1項1目消防費1,243万1,000円の減額補正の主なものは、一部事務組合負担金の精算によるものです。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第11号、平成20年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）（案）について。

歳入、1款1項国民健康保険税1億2,065万9,000円の減額補正につきましては、制度改正に伴う被保険者の異動等、実績見込みによるものです。

4款1項1目療養給付費等交付金1億8,205万6,000円の減額補正は、退職医療制度の法改正によるものです。

5款1項1目前期高齢者交付金8,974万8,000円の増額補正は、前期高齢者医療の法改正によるものです。

9款1項1目一般会計繰入金9,989万4,000円の増額補正は、財政安定化支援事業繰入金が増えたことによるものです。

歳出、2款1項1目一般被保険者療養給付費2,300万円の減額補正と2目退職被保険者等療養給付費1,300万円の増額補正は、それぞれ実績見込みによるものです。

11款2項1目一般会計繰出金1,380万円の減額補正は、特定健診受診者の減によるものです。

委員から、国保税の収納状況と歳入の各交付金の減額理由について質疑があり、1月末での現年度分の収納率が70.18%、過年度分が13.77%で、前年同時期とはそれぞれ3.69%減と1.69%増の収納状況であること、交付金の減額は後期高齢者医療制度の施行と、それに伴う退職者医療制度の改正が要因であるとの回答がありました。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第12号、平成20年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）（案）について。

歳入、1款1項1目特別徴収保険料5,335万9,000円の減額補正は、普通徴収への切り替えによるものです。

歳出、2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金4,109万6,000円の減額補正は、保険料軽減拡大によるものです。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第13号、平成20年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）（案）について。

歳入、3款1項1目介護給付費負担金2,106万円の減額補正は、実績見込みによるものです。

歳出、4款2項1目介護予防ケアマネジメント事業費367万6,000円の減額補正は、要支援1、2に認定された方のケアプラン作成費の実績見込みによるものです。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第23号、平成21年度潟上市一般会計予算（案）について。

歳入、13款1項1目民生費国庫負担金は対前年度1億1,813万2,000円の増額で、生活保護費負担金が主なものです。

14款1項1目民生費県負担金の主なものは、保険基盤安定負担金1億5,936万7,000円です。

14款3項2目民生費委託金の民生児童委員協議会交付金514万円につきましては、平成21年度から市の会計で受け入れた後に地区民生児童委員協議会に交付するものです。

歳出について。3款1項2目障害者福祉費は対前年度3,041万8,000円の増額で、身体障害者更生医療費給付費、特別障害者・障害児福祉手当、介護給付費・訓練等給付費の増額が主なものです。

3款1項7目介護保険費は対前年度3,595万2,000円の増額で、主なものは介護保険事業特別会計への繰出金です。

3款1項9目後期高齢者医療費は対前年度3,401万4,000円の増額で、主なものは県後期高齢者医療広域連合医療給付費負担金と後期高齢者医療特別会計への繰出金です。

3款2項6目児童対策総務費は対前年度2,596万9,000円の減額で、0歳児に対する乳児養育支援金の廃止によるものです。

3款3項2目扶助費は対前年度1億3,339万4,000円の増額で、医療扶助費が主なものです。

4款1項2目予防費819万9,000円の増額は、新規事業の小児インフルエンザ委託料が主なものです。

9款1項1目消防費は対前年度453万1,000円の減額で、分団車庫建築を2棟新設し、また、消防ホース3本を全分団に配備するものです。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第24号、平成21年度潟上市国民健康保険事業特別会計予算（案）について。

歳入歳出それぞれ対前年度1億3,696万7,000円の増額で、歳入は、退職医療制度への加入者が65歳未満になったことにより、一般被保険者国民健康保険税が対前年度2億3,827万5,000円の増額で、退職被保険者等国民健康保険税が対前年度5,930万4,000円の減額になっています。

歳出でも同様に、一般被保険者療養給付費、対前年度2億9,685万7,000円の増額で、退職被保険者等療養給付費が2億7,257万7,000円の減額となっています。

委員から、国保税の均一課税の見通しと基金・予備費の基準と計画について質疑があり、税の均一課税は22年度を目指していること、基金・予備費については国からの通達上で医療給付年額のそれぞれ5%、3%以上とあり、基金の積み増しは5年程度の期間で行い、政策的な配慮も念頭に入れた検討が必要と回答がありました。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第25号、平成21年度潟上市老人保健特別会計予算（案）について。

歳入歳出それぞれ対前年度で2億9,227万1,000円の減額です。これは、老人保健制度が平成20年度から後期高齢者医療制度に移行したことによるもので、歳入歳出とも遡及過誤分等の清算処理が主なものです。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第26号、平成21年度潟上市後期高齢者医療特別会計予算（案）について。

歳入歳出それぞれ対前年度1,026万8,000円の減額で、保険料軽減拡大によるものです。歳入では特別徴収保険料。歳出では県後期高齢者医療広域連合納付金の減額が主なものになっています。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第27号、平成21年度潟上市介護保険事業特別会計予算（案）について。

歳入について。1款1項1目第1号被保険者保険料、対前年度5,071万7,000円の増額は、1号被保険者の負担率が19%から20%に変更になったことと対象者の増加によるものです。

3款1項1目介護給付費負担金は、対前年度5,398万5,000円の増額です。

4款1項1目介護給付費交付金、対前年度5,957万9,000円の増額は、それぞれ保険給付費の増額によるものです。

歳出、2款1項1目介護サービス給付費は対前年度2億655万円の増額で、各種介護

サービス給付費の増加によるものです。

また、平成21年度は3か年事業計画の初年度となります。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第28号、平成21年度潟上市有線放送事業特別会計予算（案）について。

歳入歳出それぞれ4,167万1,000円で、対前年度264万2,000円の減額です。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

陳情第4号、後期高齢者医療保険証の取り上げ禁止と保険料減免に関する陳情書について。

本陳情につきましては、国会でも見直し案が審議されており、その動向を見たいことから、全会一致で継続審査とすることに決しました。

以上、社会厚生常任委員会の報告と致します。

○議長（藤原幸作） これで報告を終わります。

ただいま社会厚生常任委員長より報告のありました、議案第6号、潟上市介護保険条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。11番。

○11番（藤原典男） 委員長、御苦労さまです。2点お伺い致します。

この報告書にもありますけれども「委員から、引き上げの根拠、第4期計画の基金等について質疑がありました」とありますけれども、その概要についてどういう質疑だったのかということ、委員からどういう質問が出たのかということをお聞きしたいと思います。

それから4月から介護報酬が値上げとなりまして、それに伴い、いろんな地方なんかは利用料の値上げということも考えられておりますけれども、その点についてはどういう状況だったのか、質疑があったのかということをお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（藤原幸作） 1番。

○社会厚生常任委員長（千田正英） お答え致します。

委員からこの条例について、先ほど藤原議員から質問ありましたように引き上げの450円はどのようなふうになっているのか、今後どういう影響を及ぼすのかということで質疑がありました。

引き上げの根拠は、19年度から平成20年度にかけて施設が、潟上については非常に整備されているということでございます。その内容は、特別老人ホームの30床の増床、そ

して地域密着型の施設として2特老が27床および小規模多機能型居宅介護事業所などが増えました。それによって、定員が増になり給付費が引き上げられたというのが、その一つの根拠でございます。

それから財源の450円の引き上げの内訳ですけれども、介護給付費の自然増による影響額は278円。そのうち介護給付費準備基金から69円を充当した残りが209円で、1号被保険者の負担率改定により影響額が19%から20%、要するに1%の引き上げでございます。それが241円で450円という内訳になります。

それから今後の計画でございますけれども、3期計画の達成状況を点検および評価を行って査定するもので、平成21年度から平成23年度の3年間の目標数値を設定しながら今後介護を運営していくということでございますけれども、高齢者の人口は年々増加しておりますので3期計画と比較して2,301人の増を見込んでおります。

それから基金につきましては、介護給付費準備金の現在の残高が5,189万461円で、第3期計画期間の取り崩し額4,000万円となっておりますので、介護給付費準備金の積立金の基準にはないのかという質問に対して、過去3年間の保険給付費の平均額の5%程度をまず基金に充てていきたいという当局の説明がありました。

今後、介護の給付金がだんだん増えていくんじゃないかというお話しでしたけれども、これは今の介護制度が保険料が国と県と市で50%、あと被保険者と2号保険者で大体50%納めているので、その辺の制度が変わらない限り、なかなか給付費を抑えるということとは難しいけれども、一応潟上市では今健康21を設定しながら介護予防の方に力を入れてまして、できるだけ介護の認定度を下げるように努力されると思います。

以上でございます。

○議長（藤原幸作） 11番よろしいですか。11番。

○11番（藤原典男） ちょっともう一つ答弁漏れてますけれども、介護報酬の値上げに伴う利用料の値上げの可能性についてどうだったのかという質疑があったのかということをお願い致します。

○議長（藤原幸作） 1番。

○社会厚生常任委員長（千田正英） 介護料が値上げすることによって利用料が上がるんじゃないかというような質疑はありませんでしたけれども、それは非常に2.8%の中での介護費のあれをされてますけれども、私としては非常に微妙なところだと思います。当委員会ではそのことについては審議がありませんでしたけれども。

○議長（藤原幸作） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。11番。

まず、原案に反対者の発言を許します。

○11番（藤原典男） 上程されております議案第6号、潟上市介護保険条例の一部を改正する条例（案）について、私は反対の立場から討論致します。

この対象となる方々は、今回保険料の値上げの対象となる方はもちろん年金受給者でございます。今、年金は上がるどころか10年間で0.3%の引き下げという中で、今後も年金が上がる見込みはない中で第1段階の方は年間2,700円、第2段階も年間2,700円、第3段階では年間4,050円、第4段階では5,300円、第5段階では6,750円、第6段階では8,100円というさらなる生活に対する負担が起きることになります。これに伴い、4月から介護報酬の値上げに伴って利用料の値上げの可能性もあります。今、都会の方では介護報酬を16%値上げに伴い利用料をまた16%上げるというところも今予定されておるようですけれども、これはかなり都会の方ではそういう動きがありますが、地方ではその可能性がパーセントではわずかですけれども利用料が高くなる可能性はあります。皆さんご承知のように利用料の1か月の限度額は決まっておりますし、もし利用料が高くなれば、その分、超える分は自己負担でございます。それとあと4月から介護保険制度の見直しでありまして、必要な介護を受けられなくなる可能性があります。重度の体が軽くみられたり、また、要介護の人が要支援とか、そういう中での必要な介護がこれからどうなっていくかという情勢の中で保険料を上げるというのは、やはり年金者にとっては非常に生活に厳しいということで、私はこれについては反対致したいと思いません。

○議長（藤原幸作） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ないようですから、これより議案第6号を採決致します。本案に対する社会厚生常任委員長の報告は可決であります。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立多数。したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号、潟上市消防団に関する条例の一部を改正する条例（案）について

質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第8号を採決致します。本案に対する社会厚生常任委員長の報告は可決です。賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(藤原幸作) 起立全員。したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号、平成20年度潟上市一般会計補正予算(第8号)(案)について質疑を行います。質疑ありませんか。11番。

○11番(藤原典男) 報告書にありますけれども、歳出の中の4款1項4目成人保健費の1,380万円の減額補正の中身なんですけれども、特定健診委託料の受診者の減によるものが主なものとありますけれども、なぜこのような特定健診委託の受診者が減ってきているのかということについて質疑があったかどうか伺いたいと思います。これは、例えば血圧で病院にかかっているとか糖尿病でかかっている方はこの対象から外されることややはり受診の減にもつながっていったのではないかという制度自体の弱点とか、そういうところももしお話ししてあるのであればお知らせ願いたいと思います。

○議長(藤原幸作) 1番。

○社会厚生常任委員長(千田正英) 11番さんにお答え致します。

特定健診の受診見込みは2,017名に対して受診者が1,400名でありました。それで約半数ということで説明で、初年度でもありPR不足があるということで今後十分な周知を徹底していきたいということでありました。

○議長(藤原幸作) ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第11号、平成20年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第12号、平成20年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第13号、平成20年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第23号、平成21年度潟上市一般会計予算（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第24号、平成21年度潟上市国民健康保険事業特別会計予算（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。2番。

○2番（戸田俊樹） 委員長、御苦労さまです。

報告書の5ページで「政策的配慮も念頭に置いた検討が必要」との当局の回答があったということで、22年度までに国保税の均一課税を目指しておる市として、今回は骨格予算ということで税率の改正については具体的に、または予算的には計上されておりませんが、6月の補正の段階で、6月定例会においてその税率の改定についての説明等、大体月別の何パーセント、または資産割、所得割等についてどういう形になるのか説明があったら概要でもいいのでご報告いただければありがたいです。宜しくお願いします。

○議長（藤原幸作） 1番。

○社会厚生常任委員長（千田正英） 2番さんにお答え致します。

月別の税率とか所得率とかそういう審議はしておりません。今後いろいろな政策的な配慮も念頭に入れた検討が必要ということがありましたけれども、それは基金の積み増しを計画的に5%から3%に基金を積み上げていきたいということと、あと大幅な共同事業の高額医療費が増えてきますので、今後、大幅な税の収納対策をもっと強化していくというような話しでした。

以上でございます。

○議長（藤原幸作） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第25号、平成21年度潟上市老人保健特別会計予算（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第26号、平成21年度潟上市後期高齢者医療特別会計予算（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第27号、平成21年度潟上市介護保険事業特別会計予算(案)について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第28号、平成21年度潟上市有線放送事業特別会計予算(案)について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、委員長報告の陳情第4号、後期高齢者医療保険証の取り上げ禁止と保険料減免に関する陳情書について質疑を行います。質疑ありませんか。11番。

○11番(藤原典男) 7月になれば年金額1万5,000円以下の人は自分で直接納付なんですけれども、その方の保険料の滞納が全国的にひどいということで、これも滞納しますと保険証取り上げということになります、今の法律では。これをやめさせていただきたいと、病気がちな75歳以上の方が保険料を滞納しているということで保険証を取るのほだめだという陳情なんですけれども、これについてやはり国会の動向じゃなくて地方からそういう声を上げていくべきじゃないかと私はそう思うんですけれども、その点についてはどういう審議がされたのかどうかちょっとお聞きしたいと思います。

○議長(藤原幸作) 1番。

○社会厚生常任委員長(千田正英) この陳情につきましては、今現在いろいろな軽減措

置を取っておるということで、広域連合の方でも年金収入が8万円以下でほかの所得のない県内の約3万5,000人の対象を均等割にして部分の負担軽減を行っておるということで、まだまだ見直しするところがあるということで国会でもまだ審議されておりますので、その動向を見た方がいいということで継続ということになりましたけれども、保険証を取り上げるといいますか、それはまだ1年ぐらいですので十分その辺の動向も見ながら、できるだけそういうようなものには取り上げないように十分相談をしていくという話し合いをしました。

○議長（藤原幸作） 11番。

○11番（藤原典男） 保険証を取り上げないような話をしていくということであれば、やはり地方から意見書を上げて政府を動かしていくべきじゃないかと思うんですけども、その点についてはどういう質疑をされましたでしょうか。

○議長（藤原幸作） 1番。

○社会厚生常任委員長（千田正英） 今後、藤原典男議員の質問に対して十分、当委員会でも検討していきたいと思っておりますので、宜しくお願いします。

○議長（藤原幸作） 答弁につきましては常任委員会の審査の経緯と結果でありますので、そのようなことでお願いしたいと思っております。

ほかにございませぬか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

陳情第4号については、社会厚生常任委員長報告のとおり継続審査することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員。したがって、陳情第4号は社会厚生常任委員長の報告のとおり継続審査することに決定になりました。

昼食のため暫時休憩します。再開は午後1時半とします。

午前11時48分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（藤原幸作） 休憩前に引き続き会議を再開致します。

なお、6番藤原幸雄議員から退席届が出されております。

それでは、産業建設常任委員会の報告を求めます。20番西村産業建設常任委員長。

【産業建設常任委員会の報告】

○産業建設常任委員長（西村 武） それでは、ただいまより産業建設常任委員会の審査報告をさせていただきます。

平成21年第1回定例会で本委員会に付託された議案について、会議規則第102条の規定により報告致します。

1. 審査年月日 平成21年2月24日、25日、26日
2. 出席委員 全員
3. 説明当局 産業建設部長、水道局長、各関係課長
4. 書記 産業建設部 下水道課 瀬下貴尚
5. 審査の経過と結果について。

議案第7号、潟上市市営住宅条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、市営住宅入居者の安全と生活の平穏を確保するため、入居資格に暴力団員でないことを加える必要があり、条例の関係部分を改正するものです。

委員から、暴力団関係者の判別の仕方についての質問があり、申請段階で調査などを行うとの説明がありました。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第10号、平成20年度潟上市一般会計補正予算（第8号）（案）について。

歳入について。14款2項4目農林水産業費県補助金は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金3,950万円の増額で、事業確定によるものであります。

次に、歳出について。6款1項農業費は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金3,950万円が主なものです。

8款2項道路橋梁費は、交通安全施設設置工事55万7,000円の減額、除雪機械等購入費補助金352万4,000円の減額、道路改良工事794万3,000円の増額が主なものでございます。

委員から、農山漁村活性化プロジェクト支援の内容についての質問があり、事業内容は、製粉企業の設備拡大に伴う地産地消の促進と将来に向けての展望について説明があ

りました。

また、交通安全施設設置工事の減額による粗悪な製品の使用がなかったかとの質問があり、減額については低落札価格によるものと。また、製品についても確認検査を行っており、粗悪な製品は認められなかったとの説明がありました。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第14号、平成20年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第5号）（案）について。

歳入歳出予算の総額からそれぞれ2,107万6,000円を減額し、予算総額それぞれ17億8,565万9,000円となるもので、事業費と前年度借換債の借入利率確定による減額が主なものでございます。

委員から、未接続者アンケートの内容について質問があり、未接続理由の把握と水洗化率向上対策のためと説明がありました。

また、発注件数、落札率、借換債の借入利率等について質問があり、内容についての説明がありました。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第15号、平成20年度潟上市豊川財産区特別会計補正予算（第1号）（案）について。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ490万円を追加し、予算総額それぞれ534万2,000円とするもので、地役権設定補償金と財政調整基金積立金が主なものでございます。

このことについて委員から内容説明を求められ、補償金については東北電力送電線の補償金であり、積立金については財政調整基金積立金で、積立残高と用途について財産区関係者との話し合いを持ち、今後の方針を決定するとの説明がありました。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第19号、平成20年度潟上市水道事業会計補正予算（第5号）（案）について。

収益的収入の1款1項給水収益の水道料金743万8,000円の減額と、1款2項水道加入金315万円の増額が主なものです。

委員から、水道料金の減額の理由について質問があり、企業1社の大口需要が地下水の専用水道への切り換えを行い、料金収入が少なくなったとの説明がありました。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第20号、平成21年度潟上市農業集落排水事業特別会計への繰り入れについて。

本案は、農業集落排水事業推進のため、地方財政法の規定により、平成21年度潟上市一般会計から1億3,069万円以内を繰り入れるものでございます。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第21号、平成21年度潟上市下水道事業特別会計への繰り入れについて。

本案は、下水道事業推進のため、地方財政法の規定により、平成21年度潟上市一般会計から7億450万7,000円以内を繰り入れるものです。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第22号、平成21年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計への繰り入れについて。

本案は、合併処理浄化槽事業推進のため、地方財政法の規定により、平成21年度潟上市一般会計から247万1,000円以内を繰り入れるものでございます。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第23号、平成21年度潟上市一般会計予算（案）について。

歳入について申し上げます。12款1項使用料は、道路占用料774万7,000円、市営住宅使用料7,254万7,000円が主なものでございます。

13款2項国庫補助金は、道路橋梁費補助金の地域活力基盤創造交付金9,720万円です。

14款2項県補助金は、農業委員会交付金334万8,000円、目指せ元気な担い手農業夢プラン応援事業費補助金209万9,000円、松くい虫防除対策事業費補助金110万1,000円が主なものでございます。

委員から、使用料に関し指定管理者制度の導入による減額分についての質問があり、アグリプラザと昭和グラウンドゴルフ場の利用料分で、これらを差し引いたもので、指定管理料を定めたとの説明がありました。

また、家賃滞納についての質問があり、滞納の状況と今後も収納対策に力を入れて努力をしていくとの説明もありました。

12款2項3目土木手数料の砂利採取計画認可手数料について砂利採取場の現状を視察し、委員から、搬入残土の状態に対し検査項目の厳正化や住民不安の解消についての質問があり、現在に至るまでの経緯の説明と、水質検査や土壌調査等について記載している確認書は住民・行政・事業者の3者による協議によって締結されたもので、これをもって今後適正に対応すると説明がありました。

次に、歳出について。6款1項農業費は3億3,074万8,000円で、そのうち農業振興費は3,286万8,000円で、農業振興地域整備計画策定委託料、市病虫害防除協議会補助金、

目指せ元気な担い手農業夢プラン応援事業費補助金、水田農業構造改革対策補助金、転作大豆振興対策費助成金が主なもので、農地費は2,985万3,000円で、県営土地改良事業負担金、農地・水・環境保全向上対策共同活動事業費負担金が主なものでございます。農業用施設管理費は570万9,000円で、農業関係集会施設等の維持管理費が主なものでございます。

2項林業費は636万1,000円で、林業振興費の松くい虫防除対策事業委託料、林道整備借入償還助成金が主なものでございます。

3項水産業費は210万9,000円で、種苗放流事業補助金、わかさぎ卵放流事業補助金が主なものでございます。

委員から、各項の負担金補助および交付金の内容について質問があり、そのうち水産業費の放流事業の成果について報告を求められました。補助金などの詳細内容の説明と、放流事業については水揚量が県内トップクラスで成果があったとの報告がありました。

7款1項商工費は1億5,955万6,000円で、そのうち商工振興費は9,759万5,000円で、商工会補助金、中小企業振興融資保証料補助金が主なものでございます。観光費は5,030万4,000円で、天王ふれあい交流センターとブルーメッセあきた関連施設指定管理料、観光協会補助金が主なものでございます。地域活性化イベント事業費の1,165万7,000円は天王グリーンランドまつりの諸費用で、キャラクターショー委託料、物品借上料が主なものでございます。

委員から、工業団地への誘致広告の仕方についての質問があり、全国的に広告する必要性と企業経営者等に対するものであるとの説明がありました。また、商工会補助金の内容について質問があり、算定根拠等の説明もありました。

8款1項土木管理費は9,568万1,000円で、職員および臨時事務等職員の人件費と道路改良工事元利償還金が主なものでございます。

2項道路橋梁費は3億2,206万4,000円で、道路維持費1億5,555万9,000円は、除雪委託料、側溝等清掃委託料、道路維持補修工事が主なものでございます。道路新設改良費は1億6,650万5,000円で、道路改良工事、改良工負担金などが主なものでございます。

3項河川砂防費は57万円で、河川維持委託料50万円が主なものでございます。

4項都市計画費は8億8,030万2,000円で、1目の都市計画総務費は6,298万5,000円で都市計画変更委託料、2目の公園費は1億1,281万円で公園などの維持管理費、施設保守管理委託料が主なものでございます。3目の公共下水道費の7億450万7,000円は、下

水道事業特別会計繰出金であります。5項住宅費は1,345万7,000円で、1目建築住宅総務費は308万5,000円で住生活基本計画作成委託料、2目住宅管理費は1,037万2,000円で住宅補修工事、償還金が主なものでございます。

委員から、指定管理者への委託料算定根拠についての質問があり、歳出では都市整備課とスポーツ振興課の2課の予算措置となること、また、予算計上については使用料の歳入を差し引いたものであることなどの説明がありました。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第29号、平成21年度潟上市農業集落排水事業特別会計予算（案）について。歳入歳出予算の総額はそれぞれ2億1,293万8,000円です。

歳入について。1款1項農業集落排水施設使用料は2,252万2,000円、2款1項分担金は62万円で、5款1項一般会計繰入金は1億3,069万円、8款1項下水道債は5,730万円です。

歳出について申し上げます。1款2項大崎地区排水施設費は436万5,000円、3項湖岸地区排水施設費は531万2,000円、4項羽立地区排水施設費は1,118万9,000円で、5項豊川地区排水施設費は1,000万8,000円で、各施設の維持管理に関わる光熱水費、保守管理委託料です。羽立地区については高度処理化のための委託料を含みます。

2款1項公債費は1億7,754万4,000円で、事業債の償還元金と利子です。

委員から、羽立地区の高度処理化設計委託料について質問があり、八郎湖の指定湖沼に伴う水質基準強化の対応として各処理場の高度処理化が必要となり、そのための調査であるとの説明がありました。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第30号、平成21年度潟上市下水道事業特別会計予算（案）について。

歳入歳出予算の総額はそれぞれ21億8,269万7,000円です。

歳入について申し上げます。1款1項下水道使用料は3億3,045万5,000円、4款1項国庫補助金1億4,000万円、5款1項一般会計繰入金は7億450万7,000円、8款1項下水道債は9億7,940万円です。

歳出について申し上げます。1款1項総務費2億4,793万8,000円で、施設保守管理委託料、流域下水道維持管理負担金、2項事業費は4億7,343万5,000円で、公共下水道事業費および特定環境保全公共下水道事業費、2款1項公債費は14億6,032万4,000円で、下水道債の償還元金と利子であります。

委員から、滞納状況についての質問があり、現在の滞納状況と滞納者への対応についての説明がありました。また、多大な公債費負担を抱えて今後の事業の進め方についての質問があり、工事および維持管理費の節減と今後の事業推進する上での費用対効果等を考慮し、整備区画の見直しなどを含め検討していくとの説明がありました。

以上、本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第31号、平成21年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計予算（案）について。

歳入歳出の総額はそれぞれ592万5,000円であります。

歳入について申し上げます。1款1項合併処理浄化槽施設使用料は261万1,000円、4款1項一般会計繰入金は247万1,000円であります。

歳出について申し上げます。1款2項合併処理浄化槽施設管理費は437万2,000円で、浄化槽施設保守管理委託料、2款1項公債費は84万5,000円で長期債の利子であります。

委員から、保守管理委託料について現在の状況では使用料を上回っているため、協議の上、保守管理料の抑制に努力すべきとの意見がありました。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第32号、平成21年度潟上市豊川財産区特別会計予算（案）について。

歳入歳出予算の総額はそれぞれ144万1,000円であります。

歳入について申し上げます。1款1項造林補助金75万円、3款1項基金繰入金は68万2,000円でございます。

歳出について。1款1項総務管理費は139万1,000円で、管理委員報酬、財産管理費の委託料であります。

委員から、造林補助金の間伐事業について質問があり、森林計画により間伐して森林の健全化を図るものと説明がありました。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第37号、平成21年度潟上市水道事業会計予算（案）について。

収益的収入について。1款1項営業収益は5億1,337万4,000円で、主に水道料金で、2項営業外収益は3,629万2,000円で、一般会計補助金、水道加入金が主なものであります。

収益的支出について。1款1項営業費用は4億1,331万9,000円で、1目原水及び浄水費、2目配水及び給水費、4目総係費、5目減価償却費が主なものでございます。2項営業外費用は1億1,460万6,000円で、企業債利息償還金、管路台帳作成業務などに伴う

繰延勘定償却費が主なものでございます。

資本的収入について申し上げます。1款1項企業債は8,330万円、2項出資費は782万8,000円が主なものでございます。

資本的支出について申し上げます。1款1項建設改良費は2,114万4,000円で、取水設備工事請負費、浄水設備工事請負費、営業設備量水器購入費が主なものでございます。

2項企業債償還金は2億6,707万4,000円で、企業債元金償還分で、3項開発費は871万5,000円で、管路台帳更新業務委託料であります。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第38号、市道路線の認定及び変更について。

本件は、開発行為等により市に帰属された道路を市道として管理するため、道路法の規定に基づき路線を認定および変更するものです。

委員から、認定および変更の頻度等についての質問があり、必要に応じ認定基準に基づいて行うものと説明がありました。また、市道路線延長による地方交付税の増加程度についての質問があり、基準財政需要額の算定にあたり基礎数値に組み込まれることから、現在の額からの増額が見込まれるものと説明がありました。

本案は、全会一致で原案どおり認定すべきものと決しました。

以上で産業建設常任委員会の報告とさせていただきます。以上であります。

○議長（藤原幸作） これで報告を終わります。

ただいま産業建設常任委員長より報告がありました、議案第7号、潟上市市営住宅条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。3番。

○3番（児玉春雄） 委員長、大変御苦労さんでした。

「委員から暴力団関係者の判別の仕方についての質問があり、申請段階で調査等を行うとの説明であった」ということでございますが、一見、暴力団は私のような髪が短くて誰が見てもそうだと、そういうことでない、きりっとした人で全然わからないような人がたくさんおります。そういうことで、ただ調査等を行うと云って、これは大変だと思います。それから仮にそれが後でわかったと、そうした時、すぐ「はい、あなた出て行ってください。」と、そういうことができるでしょうか。その点のことをもう一つ詳細にご説明を願いたいと思います。

○議長（藤原幸作） 20番。

○20番（西村 武） 児玉議員にお答え致します。

この調査というのは姿・形でないです。書類をもって、ちゃんと前もって申請書類ですね、そういうものに保証になるものをきちっと付け加えまして、その段階で審査を行うということで、入ってから出てくださいとか、そういう議論には至っておりません。まず入るための調査をきちっとするというところでございます。

○議長（藤原幸作） 3番。

○3番（児玉春雄） そうすれば入るための資料だと。そうすればその辺のところ、もう少しどういう具体的な話、内容であったか、もうちょっと、できたら踏み込んだところの話があったらお願いします。

○議長（藤原幸作） 20番。

○20番（西村 武） ですから先ほども申し上げましたとおり、この市営住宅を申し込むためには、まず申込書を入居予定者に渡すわけですね。その中で保証人2名なら2名をつけていただいて、例えば勤務先、そういうものをきちっとした段階で審査して入居させるということでございます。

○議長（藤原幸作） ほかにございせんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質問がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第7号を採決致します。本案に対する産業建設常任委員長の報告は可決です。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員。したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号、平成20年度潟上市一般会計補正予算（第8号）（案）について質疑を行います。質疑ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第14号、平成20年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第5号）（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。14番。

○14番（伊藤 博） 1点質問させていただきます。

報告書にありますように未接続者アンケートというものが実施されているようですが、ここに書かれてありますように「未接続の理由の把握と、水洗化率向上対策のための説明」という記述がありますけれども、この内容についていま一度詳しくといたしますか委員会の中で出た内容についてお知らせいただきたいんですが。1点は下水道に対しての接続をしていない、できない理由といたしますか、そういう理由の把握の部分。それから、そういう方を含めまして今後水洗化率を向上させていくためにどういう対策が必要かという審査内容をお伺いしたいと思います。

○議長（藤原幸作） 20番。

○20番（西村 武） 未接続者、このアンケートにつきましては、要するに下水道の水洗化率、それと加入率、それが少し差がありますので、今後どのように下水道の加入率を高めていくかというようなことから、こういうアンケートによってまずどういう理由で加入できないのかというような審査でございました。その中で理由と致しましては、やはり高齢者の世帯が多いというようなことと、まず経済的な事情で加入できないというような理由が多かったと説明をいただいております。

その対策につきましては、今後もまずできるだけ積極的に水洗にしていきたいということでございます。

○議長（藤原幸作） ほかにございませんか。2番。

○2番（戸田俊樹） 委員長、この下水道事業の落札率、昨年度の事業総額が約4億円近いわけですがけれども、その落札率についてどういう質疑があったか内容についてお伺い致します。

○議長（藤原幸作） 20番。

○20番（西村 武） このことにつきましても他の工事落札率等の話からこの話もなりまして、大体、下水道の場合は平均して92%から95%ぐらいであるという説明をいただいております。

○議長（藤原幸作） 2番。

○2番（戸田俊樹） 落札率が92から95ということですがけれども、一般的に県内のこういう下水道事業についての落札率というのはいかがなものか、その辺のことについても当

局ならびに委員会の中での情報の交換等がありましたか。

○議長（藤原幸作） 20番。

○20番（西村 武） この当潟上市のことについてだけの話でしたので、他町村のことは議論に至っておりません。

○議長（藤原幸作） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第15号、平成20年度潟上市豊川財産区特別会計補正予算（第1号）（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第19号、平成20年度潟上市水道事業会計補正予算（第5号）（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第20号、平成21年度潟上市農業集落排水事業特別会計への繰り入れについて質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第20号を採決致します。本案に対する産業建設常任委員長の報告は可決です。本案は、原案のとおり決定することに賛成する方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員。したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号、平成21年度潟上市下水道事業特別会計への繰り入れについて質疑を行います。質疑ありませんか。2番。

○2番（戸田俊樹） 一般会計の繰り入れが7億450万7,000円以内ということで、下水道事業推進のためということと地方財政法の規定によりということですので、この地方財政法の規定が我が潟上市の下水道事業への特別会計の繰り入れのこれが限度額なのか、これをオーバーした場合はどういうことになるのか、その辺のことについての質疑がありましたらお伺いしたいと思います。

○議長（藤原幸作） 20番。

○20番（西村 武） 特にその辺の議論はありませんでした。

○議長（藤原幸作） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第21号を採決致します。本案に対する産業建設常任委員長の報告は可決です。本案は、原案のとおり決定することに賛成する方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員。したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号、平成21年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計への繰り入れについて質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第22号を採決致します。本案に対する産業建設常任委員長の報告は可決です。本案は、原案のとおり決定することに賛成する方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員。したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号、平成21年度潟上市一般会計予算（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。17番。

○17番（中川光博） 委員長、お疲れさまです。

議案第23号の中の4ページ、12款2項3目土木手数料の砂利採取計画認可手数料に関することについて確認を致したいと思います。また、産業建設常任委員会の皆様にはこの砂利採取場の現状を視察いただいたということで、大変お疲れさまでした。この点について、このご報告について4点ほど確認を致したいと思います。審査の内容があったのであれば、その内容を教えていただきたいと思いますし、なければならないというふうに確認をしたいと思います。宜しく願います。

1点めですけれども、この砂利採取場の現状を視察されたということですが、この文章の中にあります住民・行政・事業者の3者によって締結された確認書というのがございますけれども、この確認書に多分、全く想定のない産業廃棄物が混在していた土壌が大量に存在することを確認されたと思いますけれども、この確認書に全く想定のない出来事が多分その現状を視察した中ではっきりされたと思いますが、この土砂採取の計画の中に全く想定のない既に大量に存在する産業廃棄物が混在する土壌について、まだ幾らぐらいこれから見つかるのか、あるいはどのくらいのが埋まっているものなのか、そこのところの全貌がまだ明らかになっているのかいないのかということと、多分、当然今まで想定してないことが現場の視察の中で見えたならば、事業を一時中断して、新たに発生した生活環境汚染の心配についての対応をどうするかということをはっきりしてからまた事業の再開なりするべきかどうかというその審査があったのかどうか、ひとつ確認したいと思います。

2つめですけれども、こういう生活環境汚染の心配の大量の土壌が見つかって確認されたと思いますけれども、今までの砂利採取計画については潟上市当局の建設課が担当ということではいろいろ進めていただいていると思いますけれども、こういう生活環境汚染の心配についての土壌については生活環境課および、あるいは県の保健所と十分連携

を取りながら対応していくことが必要になってくるかと思いますが、このことの審査はありましたのかどうか、2つめ確認したいと思います。

あと3つめですけれども、このような大量の相当長い期間こういう土砂を放置していたことの企業、事業者の法律上の責任あるいは道義上の責任について審査があったのか、あるいはしているのかしていないのか、これを3つめ確認させていただきたいと思います。

あと4つめですけれども、報告の中に検査項目の厳正化や住民不安の解消についていろいろ審査されたようですけれども、この議会の一般質問でもありましたように現地は住宅地のすぐそばということ、あるいは追分地区の浄水場から680メートルほどしか離れていないということを考えますと、きちんとした潟上市の条例を制定して、その中でやはりこのご報告にありました検査項目の厳正化や住民不安の解消に取り組むべきではないかなということについての審査があったのかどうか、この4点について確認をさせていただきたいと思います。

○議長（藤原幸作） 20番。

○20番（西村 武） 中川議員にお答えを致します。

まずは冒頭で申し上げますけれども、私どもは土木手数料の中の砂利採取料、これ存置項目でございますけれども、まず、ただいま中川議員から質問がありましたものは、これは私どもで付託されていたものではないので、私どもはあくまでも砂利採取手数料、今後のこともありまして一般質問でもありましたので、まず現地を今後の参考にしたいというようなことからその確認の意味で行ったわけでございます。

そこで現状を見ました。それから廃棄物ですけれども、そこで会社の社員がおりまして、ちゃんと対応していただきました。そういう中で現状は、ただいまあなたも見ているとおり砂を取っているというようなことは確認されました。

それと産業廃棄物等の搬入、そういうものは全く見当たりませんでしたし、ただ、前土地の所有者がそこに埋めてあったものが掘り出した時に出てきたと、そういう説明であって、あくまでもあそこは工事現場に関わる残土の処理、そういうもののためにやっているという説明でございました。

あとは、私どもは決して今のそういうものを付託されたものでないですから、要するに住民の不安を解消するためには協定書に基づきましてしっかりと対応していただきたいと、委員会ではそういう話をしております。

以上です。

○議長（藤原幸作） 17番。

○17番（中川光博） 委員長、ご丁寧な説明ありがとうございました。

おおよそ視察の中身とか、この委員会の中でご議論いただいたお話、わかりました。

私が確認させていただいた2つめ、3つめ、4つめについては特に審査なかったということよろしいですか。

○20番（西村 武） はい。

○17番（中川光博） はい、ありがとうございます。

○議長（藤原幸作） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第29号、平成21年度潟上市農業集落排水事業特別会計予算（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第30号、平成21年度潟上市下水道事業特別会計予算（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第31号、平成21年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計予算（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第32号、平成21年度潟上市豊川財産区特別会計予算(案)について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 質疑ないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第37号、平成21年度潟上市水道事業会計予算(案)について質疑を行います。質疑ありませんか。2番。

○2番(戸田俊樹) 上水道の予算案についてひとつ質問させていただきたいと思っておりますけれども、現在の加入率等はいろいろ問題があるんでしょうけれども、各地区の地下水をくみ取っての水道事業ですので、上水道事業ですので料金が均一ではないわけですので、この辺のことについて今後何年以内に均一化を図っていくということについての質疑応答、当局の説明がありましたらご説明いただきたいと思います。

なお、そういう説明がないと、そういう質疑がなかったということであれば少しいささか問題があるかと思っておりますので、きちっと説明をお願いします。

○議長(藤原幸作) 20番。

○20番(西村 武) 審査の中でそういう話も出てきましたけれども、徐々に解消していきたいという説明がございまして、あとはこれに対してどうのこうのという突っ込んだ議論はしませんでした。

○議長(藤原幸作) 2番。

○2番(戸田俊樹) ただいまの答弁は、いささかいかげなものかと思っておりますけれども、大枚のお金をかけて水道事業をせざるを得なくて、他からの導入も難しいということですから、当然、潟上市民3万6,000人がこの恩恵に浴するのは当然と思っておりますし、そういうのにはまだ未だ上水道の普及されてない地区もいっぱいあり得るわけですので、そ

の辺のところの計画等についての話はいかがでしたか。

○議長（藤原幸作） 20番。

○20番（西村 武） このことについては総合発展計画等の中にもありまして、それに従いながら徐々に解消していきたいという答弁でございます。

○議長（藤原幸作） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑ないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第38号、市道路線の認定及び変更について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑ないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第38号を採決致します。本案に対する産業建設常任委員長の報告は可決です。本案は、原案のとおり決定することに賛成する方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員。したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

（「休憩」の声あり）

○議長（藤原幸作） 休憩の声がありますので、そうしますと再開は2時35分ということにします。

午後 2時23分 休憩

午後 2時35分 再開

○議長（藤原幸作） 休憩前に引き続き会議を再開致します。

文教常任委員会の報告を求めます。9番佐藤文教常任委員長。

【文教常任委員会の報告】

○文教常任委員長（佐藤義久） 平成21年第1回定例会で本委員会に付託された議案について、会議規則第102条の規定により報告します。

審査年月日 平成21年2月24日、25日

出席委員 中川光博、児玉春雄、藤原幸雄、佐藤 昇、佐藤義久

説明当局 教育次長、各関係課長

書記 教育委員会 生涯学習課 川上裕隆

審査の経過と結果

議案第10号、平成20年度潟上市一般会計補正予算（第8号）（案）について。

歳出について。5款労働費1項労働諸費の増額補正38万4,000円は、勤労青少年ホームのベランダ修理に関わるものです。

10款教育費6項社会教育費1目社会教育総務費の増額補正90万6,000円は、潟上こども和楽器合奏団ハワイ演奏交流に参加する経費を補助するものです。

委員からは、人数割の補助かとの質問があり、団体への補助との説明がありました。

3目公民館費の減額補正29万5,000円は、一般備品の購入差額によるものです。

7項1目保健体育総務費の増額補正18万円は、全国大会出場の祝金が主なものです。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第23号、平成21年度潟上市一般会計予算（案）について。

歳入について。11款分担金及び負担金1項1目2節保育料負担金1億1,673万4,000円は、保育料負担金が主なものです。

12款使用料及び手数料1項7目教育使用料2,049万3,000円は、幼稚園使用料が主なものです。

13款国庫支出金2項1目2節児童福祉費補助金167万2,000円のうち次世代育成支援対策交付金は41万7,000円、3目教育費国庫補助金319万7,000円は、幼稚園就園奨励費補助金が主なものです。

委員からは、次世代育成支援対策交付金の内容についての質問があり、子育てに関わる市単独事業や交付金対象事業に対して交付されるもので、21年度には生後4か月までの子供のいる家庭を全戸訪問する「こんにちは赤ちゃん訪問事業」を予定していることから、その事業費の2分の1を計上しているとの回答がありました。

14款県支出金2項2目民生費県補助金4節児童福祉費補助金5,791万円は、すこやか子育て支援事業費補助金および放課後児童健全育成事業費補助金が主なものです。

歳出について。3款民生費2項1目児童福祉総務費1,067万6,000円の主なものは、次世代育成支援行動計画策定業務委託料およびすこやか子育て支援事業費補助金です。

5目保育園費6億5,325万円は、保育園8園分の維持管理費が主なものです。

7目放課後児童健全育成費3,095万2,000円は、放課後児童クラブ7か所分の運営費および指導員賃金が主なものです。

委員からは、児童数の増加による保育施設の場所、学校の空き教室の活用などの質問があり、将来的には追分地区の施設を総合的に活用できるように検討していくとの説明がありました。

8目地域子育て支援センター費671万7,000円は、既存の2施設と新たに昭和東保育園内に開設するための臨時賃金が主なものです。

委員からは、支援センターの設置箇所の選定理由についての質問があり、安全性や衛生面、利便性などに加え、空き部屋やおもちゃ・遊具が備えられているなど設備環境がよいためとの説明がありました。

10款教育費1項2目事務局費1億1,735万1,000円は、職員人件費と児童生徒派遣費補助金900万円と中学生海外ホームステイ事業助成金331万2,000円および育英会補助金600万円が主なものです。

委員からは、育英会補助金の募集人員や貸与額について質問があり、従来からの奨学金制度で30名の募集と、4月に一括貸与する進学支援奨学金として高校15万円、短大・大学等30万円で20名の募集をしているとの説明がありました。

2項小学校費1目学校管理費1億8,122万6,000円は、小学校7校の管理費と学校生活支援員22名分、校務員および事務職員10名分の賃金が主なものです。

3項中学校費1目学校管理費9,947万円は、中学校3校の管理費と昨年度から継続実施している羽城中学校武道館の柔道用畳更新工事が主なものです。

4項幼児教育費1目幼児教育総務費8,830万3,000円は、職員人件費と幼稚園就園奨励費補助金およびすこやか子育て支援事業費補助金が主なものです。

2目幼稚園費1億1,384万8,000円は、幼稚園2園分の維持管理費が主なものです。

5項学校給食費1億792万2,000円は、小・中学校10校分の給食施設等の維持管理費が主なものです。

6項社会教育費1目社会教育総務費5,088万8,000円は、分館運営費補助金および社会教育関係団体への補助金が主なものです。

委員から、補助金等審査委員会からの提言書による補助金の見直しの質問があり、21年度は補助団体と個別に協議していくとの説明がありました。

2目生涯学習推進費360万2,000円は、「生涯学習プログラムガイド」の印刷や成人式などの生涯学習関連事業の経費が主なものです。

3目公民館費9,021万6,000円は、公民館分館等の維持管理費および公民館事業の経費が主なものです。

4目文化財保護費790万2,000円は、文化財の保護、施設等の維持管理費および文化財関係団体への補助金が主なものです。

5目図書館費5,102万9,000円は、図書館の管理運営費と電気設備の取替工事588万円および図書購入費が主なものです。

7項保健体育費1目保健体育総務費4,182万7,000円は、市体育協会やスポーツ少年団への補助金が主なものです。

委員から、スポーツ少年団数や登録、競技種別の質問があり、41団体の登録であるが、うち3団体が休止しており、競技別では12競技との説明がありました。

2目体育振興費795万8,000円は、各種社会体育関連事業の経費が主なものです。

委員から、盆踊りの大会の所管についての質問があり、天王グリーンランドまつり実行委員会と協議していくとの説明がありました。

3目体育施設費7,110万4,000円は、社会体育施設18施設の維持管理費と、昨年度から継続実施している天王柔道場の畳更新工事費が主なものです。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

陳情第20号、豊川小学校を存続させ、地域社会の活性化と発展を求める陳情書について。

はじめに、閉会中の審査についてご報告申し上げます。

去る1月15日、午後3時15分より昭和庁舎の第3会議室において開催し、遅配になっていました「アンケート調査の結果」を配布し、提出依頼文書が整った報告と今後の会議の持ち方を協議致しました。そこで陳情者と関係者の意見を聞くことを決定し、陳情者の川上景昭氏と関係者として豊川小学校PTA会長の佐々木嘉文氏の2名のご意見を聞くことを決定しております。

1月28日9時45分から会議を再開し、最初に陳情者の川上さんより陳情書の趣旨説明、ご意見をいただきました。

平成18年7月からの取り組み、経緯を述べられております。そこには、時間の経過とともに児童の減少に理解を示されつつも、「合併公約として、豊川住民に市長自ら建設をとらえた。その後に議会答弁での路線変更では、新市建設計画にもあることですから、公約を守らないことに強い憤りがあります。住民にはっきりした説明がなく、市長自らが正規のルートで地域住民に自らの考えを説明すべきであり、残念でなりません。地域住民は改築を望んでおります」と述べておりました。

次に、11時から豊川小学校PTA会長の佐々木さんからご意見を伺いました。

「PTA会長の立場では、建て替えるのか、統合するのかの結論が出ていない状況では何とも申し上げられません。学校がなくなることはさびしいものがあります。ただ、今の状況を見ると「やむを得ないか」と考えるところもあり、個人としては建てる、残すは何とも言えません。計画がなぜ止まったのか行政からの説明がありません。複式学級に対する考え方については悪いとは思いませんが、大多数の保護者が統合やむなし、建設は難しいと多分認識はしているとは思いますが、できるならば建ててほしいと言うでしょう。建てるのが難しいとするならば、率直に地域に出向き、保護者、地域の方々に説明してほしい。統合するか、新しく建てるかはっきりしてほしい。適正化委員会の答申が出てから1年が経過しています。もうちょっと早く結論が出ていいのではないのでしょうか。方針が出ないことには意見は出せません。例えば統合するならスクールバスの運行とか学区の見直しはできないかなど意見や要望が出ると思います。方針が出た時はPTA全体で対応を話し合います。これまではPTA全体としての意見は言っておりません」と結んでおります。

以上が陳情者と参考人お二人のご意見の要約であります。

以上のご意見と委員会で提出要求致しました資料を基に慎重に審議した結果、学校建築は児童数の推移、子供たちの教育環境の面からも難しい局面にあることであり、当委員会では委員一致して当局に対し、迅速に地域住民との話し合いの場を持ち、地域構築を考慮した市の方針を明確にし説明すべきであるとの意見を付して、本件については全会一致で不採択すべきものと決しました。

以上、文教常任委員会の報告と致します。

○議長（藤原幸作） これで報告を終わります。

ただいま文教常任委員長より報告のありました、議案第10号、平成20年度潟上市一般会計補正予算（第8号）（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。11番。

○11番（藤原典男） 1ページの報告の中で、10款教育費6項社会教育費ということで
潟上こども和楽器合奏団ハワイ演奏交流に参加するという経費がありますけれども、こ
れ何人で何泊、個人負担はどうなるのか、それから県へも恐らく補助申請は出している
とは思いますが、ここら辺の関係についてはどういうご審議をされたのかお伺
い致します。

○議長（藤原幸作） 暫時休憩します。

午後 2時54分 休憩

午後 2時55分 再開

○議長（藤原幸作） 会議を再開致します。

9番。

○文教常任委員長（佐藤義久） ハワイの分ですが、秋田県からも同額の補助があります。
1人22万3,840円、大人24万円、児童が18人、大人が23人のようです。自性院の方が団
長として行っております。2月の7日から12日までということの説明でした。

○議長（藤原幸作） 11番。

○11番（藤原典男） これは子供さんが和楽器の合奏をハワイでやるということなんで
すが、今聞きましたら子供さんの数より大人の数が多ということで私これ意外だと思
うんですが、そこら辺は、23人で間違いはないですか。子供さん、児童が18人で大
人が23人ということ。

○議長（藤原幸作） 9番。

○文教常任委員長（佐藤義久） 今、子供の数より大人が多いということですが、もう一回
言います。子供が18名、指導者が10名、保護者が13名、行っているようです。4泊5日。

○議長（藤原幸作） 11番。

○11番（藤原典男） これ子供さんがやはり主に行くということに対して、それは私は
何とも言いませんけれども、大人の方が多人数に対して大人にも補助するというのは、
本来は私違うんじゃないかなと思うんですが、どうでしょうか。その辺、審議が
ありましたら宜しくお願いします。

○議長（藤原幸作） 9番。

○文教常任委員長（佐藤義久） 大人、単純に付き添いでございませんで指導者11名です
ので。

もう一回説明していいですか。

○議長（藤原幸作） 9番。

○文教常任委員長（佐藤義久） 1月の23日に公演だけと考えておったようですが補助金の申請があって、2月の5日の臨時議会に間に合わなかったということで、7日から12日までの日程でハワイに行っておると。それから県の芸術文化振興資金も2分の1、これは80万円を上限で出ているようですが、その上限枠に10万6,000円の増額がされていて、全体からすれば11.65%の補助で90万6,000円、これと同額、市の方でも補うということで、実績評価といいますか事業報告があってから交付するとの説明でした。

○議長（藤原幸作） 暫時休憩します。

午後 3時00分 休憩

午後 3時00分 再開

○議長（藤原幸作） 再開致します。11番。

○11番（藤原典男） 個人負担はどれくらいかということも聞いておりますけれども、その点についてまだお答えもらっていませんので。

それから子供さん18人に指導者10人が行くというのは、ちょっと私異常じゃないかなと思うんですけれども、そこら辺もし審議されておりましたら、そこら辺のことについてもお答え願いたいと思います。

○議長（藤原幸作） 9番。

○文教常任委員長（佐藤義久） 事業費総額が1,143万円ほど出ておりまして、先ほどお話ししましたがけれども11.65%の補助率ということで、その内容について大人が多いとか子供が少ないとかの話はありませんでした。ただ1人どれくらいかかるのかなということで、先ほどお話ししましたが子供が23万3,840円、大人、指導者の場合は24万3,830円かかるようですということでした。

○議長（藤原幸作） 14番。

○14番（伊藤 博） この問題のところに関連して私からも1点お伺いしたいんですけれども、今回はこういうことでハワイ演奏旅行、交流ですか、というのがあったと思うんですが、この潟上こども和楽器合奏団というものの位置づけはどういうふうになっていて、この補助申請があったということですが、補助を出す根拠となるものはどこにあるのか。今後ともこういう団体が補助の申請を行えば、今言われたような算出根拠で

補助が受けられるのか。県が補助をしているから市も半額補助になるという根拠になるのか、その辺の市が県と同額の補助を出す根拠となるところの委員会審査をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（藤原幸作） 9番。

○文教常任委員長（佐藤義久） 助成については要綱を今後整理していくとの回答をいただいております。お願いされた段階ではその助成補助等の要綱は持っていないようで、今後整備していくとのことでした。

○議長（藤原幸作） 14番。

○14番（伊藤 博） 今、根拠を伺ったわけですが、今後要綱を整備するというご説明であったということで、そうしたら今現在は補助に対する要綱というものがなく、定まっていないということだと思いますけれども、後で出てくる21年度の一般会計予算のところでも委員長の報告があったように、補助金等についての項目については委員会からの提言書によって見直しを行っていくという議論もあったようですが、この部分についての補助金のあり方についての議論、委員会での審査の内容というものはなかったのか、要綱がないのにこの見直しを進めようとしている中でこういう金額が根拠が曖昧なままに出さなければならないということになってしまったのか、もう一度その辺のところをお知らせいただきたいと思います。

○議長（藤原幸作） 9番。

○文教常任委員長（佐藤義久） 先ほどお話ししましたとおり要綱は今後整備していくとの回答をいただいております。また、補助金審査委員会のことにつきましては、今年度は補助金団体の指示を受けて協議しながら私どもとしては次年度かなという感覚の説明でありました。

以上です。

○議長（藤原幸作） 14番。

○14番（伊藤 博） 要綱については今後整備をされるということではありますが、これと同じようなケースで今までに補助をされた事例があるのかということは委員会審査の中でありましたでしょうか、お伺いします。

○議長（藤原幸作） 9番。

○文教常任委員長（佐藤義久） ありませんでした。

○議長（藤原幸作） ほかにございませんか。20番。

- 20番（西村 武） 同じく関連でございましてちょっと確認ですけれども、先ほど委員長報告の中に行ったやに言われましたけれども、行ったのかどうかということと、もう一つは、これはいつごろ行って大体何泊になるのか、その辺のところをひとつお知らせ願います。
- 議長（藤原幸作） 9番。
- 文教常任委員長（佐藤義久） 改めて先ほど私の資料でご説明を申し上げましたとおりであります。復唱しますか。お答えしました。しておりますので、もう一回話しますか。1月23日に申請があつて、2月7日から12日までハワイに行っております。まだ続けますか、議長。
- 議長（藤原幸作） はい。
- 文教常任委員長（佐藤義久） 交付については報告が上がってから渡す、こういうことですので、まだ報告を受けてないということでした。
- 議長（藤原幸作） ほかにございせんか。
- （「なし」の声あり）
- 議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。
- （「なし」の声あり）
- 議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。次に、議案第23号、平成21年度潟上市一般会計予算（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。14番。
- 14番（伊藤 博） 歳出のところの放課後児童クラブのところではありますが、報告書の3ページのところにありますように「将来的には追分地区の施設を総合的に活用できるように検討していくという説明があつた」ということでもありますけれども、現在ここに書かれてありますように放課後児童クラブが7か所あるわけですが、ここで書かれてある「将来的に追分地区の施設」ということになると、具体的にどのようにこの追分地区の施設を総合的に活用というのは内容についてどのような審査が行われたのかをお伺いします。
- 議長（藤原幸作） 9番。
- 文教常任委員長（佐藤義久） お尋ねの追分方面ですけれども、非常に児童が多くなってきておつて部屋が狭くて大変だというご意見が委員からありました。そうした中で市の

方でも探してはいるという状況で、公民館等、公的な施設を十分精査して使える所を今後見定めていきたいという、検討していくというお答えでした。

以上です。

○議長（藤原幸作） 14番。

○14番（伊藤 博） まだ追分地区の施設というだけで具体的な施設なりが見つからない、今後検討していくということでしょうか。それから報告書にあるように「総合的に活用していく」という、「総合的」という部分についてはどういう内容になるのか。今現在のものとどういふふうに変わっていくのかという審査内容をご質問したいと思います。

○議長（藤原幸作） 9番。

○文教常任委員長（佐藤義久） 人数が多くて現状の所は狭いので、分離するのかわかりませんが、そういう意味合いの公的な施設で利用できる所を探して今後検討していきたいというお話しでした。追分の公的な施設で検討したいというお話しでした。

○議長（藤原幸作） 今、「総合的に」という解釈をどのような形でしたのかと。

○文教常任委員長（佐藤義久） 「総合的に」という言葉の意味合いのようですが、公民館、役所の施設を全体見てということだと思います。

○議長（藤原幸作） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、委員長報告の陳情第20号、豊川小学校を存続させ、地域社会の活性化と発展を求める陳情書について質疑を行います。質疑ありませんか。16番。

○16番（菅原久和） この陳情についてちょっと2点ほど質問をしたいと思います。

このアンケート調査の結果について私たちわかりませんので、この結果を教えてくださいということが1つ。

それと、陳情者の川上さんと、それから豊川小学校のPTA会長の佐々木さんがこの中で申しております「豊川住民に市長自ら建設を唱えた。その後、路線変更があった」と。「そのことについて住民にははっきりした説明はない」と川上さんは言っております。

す。またPTA会長さんは、「計画がなぜ止まったか行政からの説明がない」と。「率直に地域に出向き、保護者、地域の方々に説明してほしい」ということですがけれども、このことについて委員会の中でどういう審査、話が出たか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（藤原幸作） 9番。

○文教常任委員長（佐藤義久） 最初のアンケート集計でありますけれども、私どもも一番最後に手に致しました。アンケートの取り方はどういうのであったかわかりませんが、書き入れ方式だったと伺っておりますし、保護者57名からお答えを頂戴しているようであります。小学校46人、東保育園22人、うち11名が重複しておるようです。「統合に賛成」というのが47、「やむなし」20、トータル67%。「統合反対」8%、「その他検討を要する」25%というようなことで報告を受けております。

あと、後段の川上先生とかPTA会長さんがおっしゃった議事録、そのままのように読み上げて、本文に書き入れておりますのでそのまま取っております。

○議長（藤原幸作） 16番。

○16番（菅原久和） お二人の話した、説明、地域の方々への説明がお二人ともしていない、してもらっていないというような話ですがけれども、そのことについては委員会の中でどういう、そのことについての審査内容というのはございませんでしたでしょうか。

○議長（藤原幸作） 9番。

○文教常任委員長（佐藤義久） 参考人においでいただいた方々の言葉を信じるわけで、後段に市の方へも地元へ行ってお話しして意見を聞いてくださいという文章化はしております。

○議長（藤原幸作） ほかにございませんか。21番。

○21番（堀井克見） 今質疑ありましたけれども関連します。

通常私どもの認識として、陳情者の類というものは証人に来ていただくと、その一部始終を今ここで載せたという委員長のお答えがあったわけでありましてけれども、原則的には、普通、会議規則からいくとこの種のものには採択か不採択か、あるいはまた継続かと、三者一択というのが普通の報告のいわゆる姿だと私はまず認識しております。それがなぜこのように川上さん、それから佐々木さんの意見を聞いたものをそのまま載せたと、今委員長の言葉ではそのまま載せたと。先ほども、今菅原議員の方からも質疑が

あったわけでありませぬけれども、佐々木さんにおいても、それから川上さんにおいても、これ重大なことの表現になってるんですよ。ただの一回も市長が公約しているのに現地に赴いて説明もないと。しかも検討委員会で検討して1年も棚ざらしにしておいて未だに説明もないと。基本的には川上さんも、それから佐々木さんも学校の建築改築を願っておるんですよ、基本的には。これ見た限りではね。しかしながら矛盾する形で、それを服するあまり理由も付されないで委員会としては満場一致で不採択だと、この矛盾というものを我々はどのように受け止めていいのかちょっと理解できないんです。まさしく整合性がない最終的な委員会の結論に至ったのかなと。委員会の結論を出すことは、それは自由勝手でありませぬけれども、この望んでおる地域、川上さん、そしてまた佐々木さん、この方向づけと確実に矛盾した形の結論に至ったということは、どういう経緯で、質疑の経緯でこういう形のまとめをしたのか、今少し私どもがわかるようになる説明いただきたいと思ひます。

○議長（藤原幸作） 9番。

○文教常任委員長（佐藤義久） 議事録のまず一言一句ということは、最後にお話ししておりますように要約でありますということで半分ぐらい抜けております。ただ、先ほど菅原議員からお聞きされましたところはそのまま、原文というか発言されたことをそのまま載せてあります。こういう意見が地元にあったということを皆さんからおわかりいただくためにあえて載せたわけで、閉会中のご報告も必要ということもありまして閉会中のこういうお話を伺いましたと。それから先ほどアンケート調査の内容を聞いていただきましたけど、こういう資料、67%も統合やむなしまで出ておるとのことと、適正化委員会が出された将来の望むべきといいますか、生徒数の問題とか出ておりましたので、その点。それからお二方も統合するにはやむを得ないところもあるのではないかと。お二方も話をしております。

以上の観点、委員会としてはその形で、子供たちの教育のことを考えればこれを不採択にして市の方へ積極的に地元へ伺ってもらおうという考え方で、こういう報告を致しております。

○議長（藤原幸作） 21番。

○21番（堀井克見） はっきり言って委員長のご説明で私は全く納得いきませぬ。ご案内だと思ひませぬけれども、義務教育いわゆる小学校、豊川小学校の学校経営の責任といひませぬか主体性は言うに及ばず教育委員会にあります。学校施設等々の管理整備は市当

局にある、これは当然のことです。そういう中で当事者とも言える、地域住民とも言える方々がこぞって存続を求めている。一方においては、この文章を見ますと、当局も教育委員会も何ら説明もしてないし、具体的な結論も出さずしてない。その中で私どもいくら議決機関とはいえ、議員とはいえ、その地域住民の切なる思い、願いをだめですよと、少なくとも委員長の報告どおりでいけば不採択というには私どもやはり与しにくい、与できるわけではないと私は思うんです。ですからこの報告書が川上さんと佐々木さんの一言一句じゃなくても、いわゆる主張がこうであったということと、当委員会、文教委員会の、所管委員会の出した結論のギャップというものが私ども議員としてどう判断すればいいのかなと大変悩ましい、今瞬間に私は至っています。ですから委員長の報告は不採択ということでもありますけれども、私どもはどうせ継続、委員会審査、閉会中の審査にしてきたわけですから、この先もう少し時間を置いて学校の言ってみれば経営責任ある教育委員会、あるいは管理責任ある当局がどういう方向づけを出すのかということを見守って、その上でその姿を見て我々は議決機関としての権能を粛々と表してもいいのではないかなという思いに至っていますので、採決の際にはその判断に従って粛々と態度を表明致したいと思っております。そのことについてももし意見があれば私どもお答えいただきたいと思っておりますが、なければ結構であります。

○議長（藤原幸作） 経過と結果でございますので、今の質問については終了させていただきます。

そのほかに。14番。

○14番（伊藤 博） 報告書にもありますけれども「委員会で提出要求致しました資料をもとに慎重に審議した結果」ということがあります。委員会でこの陳情をこういう結果で判断された、要求された資料というものはどういう資料なのか。その資料とこのご意見、参考人のご意見をもとにして判断をしたということですが、今回この不採択すべきものとするに至った主な原因という部分はどこにあるのか、委員会の中でいろいろな審議があったと思っておりますが、主な要因と考えられる部分というのをお知らせいただきたいと思っております。

○議長（藤原幸作） 9番。

○文教常任委員長（佐藤義久） 私ども継続の時に11番の藤原議員からどういう資料を要求していますかということでお答えしてあります。新市計画とか。

○議長（藤原幸作） 今の質問の資料について教えてください。何々の資料だかというこ

とですので、要求した資料についてということですから。

○文教常任委員長（佐藤義久） 要求した資料についても、これ、11番の藤原議員が前議会の時にお尋ねされておりましたお答えしておりますが復唱しますかということです。

○議長（藤原幸作） 前と違って今の質問でございますので、現在の形でもって資料要求したものについて答えてください。

暫時休憩します。

午後 3時24分 休憩

午後 3時25分 再開

○議長（藤原幸作） 会議を再開します。

9番。

○文教常任委員長（佐藤義久） ちょっと資料を持ち合わせてなかったの。資料要求したのは、アンケート調査の結果、潟上市学校教育環境のあり方についてに関する答申、豊川小学校の児童数の推移、平成20年度第2回の昭和地区地域審議会の議事録、豊川小学校改築に関わる意見書および回答、合併協議会関係の資料、もちろん豊川小学校に関連したものというのでお願いしておりました。

○議長（藤原幸作） 今の質問2点ありまして、今、資料のことと合わせまして要因、いわゆる不採択したという要因のことについても聞いておりますので。

○文教常任委員長（佐藤義久） 議長から今ご指摘ありました。資料の中の児童数の推移、これは統計によりますと21年には合計53名になるだろう。それから26年には48名になるだろうと。平成31年には33名だろうという合計数であります。したがって、22年からクラスの数が4つずつしかならないというデータであります。それから先ほどご質問で児童数の減少というのでそういうのと、それから学校教育環境のあり方の答申、適正化委員会の答申等々加味しながら皆さんがこの結論に至ったわけであります。よろしいですか。

○議長（藤原幸作） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

まず、原案に反対者の発言を許します。11番。

○11番（藤原典男） 豊川小学校を存続させ、地域社会の活性化と発展を求める陳情書

が文教委員会の中では不採択とされておりますけれども、私はこの不採択ではなくて、それに反対し、私自身は継続審議にすべきという立場から討論したいと思います。

この陳情書につきましては今後の潟上市都市計画や小中学校教育に関わる行政の重要な事項として、どう進むにしてもそこには十分な市民・住民の合意のもと、感情的わだかまりのない中での計画を遂行しなければいけないものと思います。住民の合意という点については、現状および今後がどうなるのかどうであれ、このように陳情書を今上げてきている現実を重視しなければいけないと思います。議会も市当局も行政運営を、このことを重視しながら進めていかなければいけないと思います。その時に議会が行政に先駆けて結論を出すのは、住民合意という点から見てどうかという点があります。

去年、行政視察で他県に行きました。そこでは市町村合併が行われているいろいろな市町村の中でやはり小学校の統廃合がありましたけれども、その中には十分な住民合意をもとにしながら進めているということを研修してまいりました。ですから住民合意を十分に行う中でこの陳情に対して結論を出すのはまだ私は早いと思いますし、継続審査が必要妥当だということで討論を終わります。

○議長（藤原幸作） 次に、原案に賛成者の発言を許します。17番。

○17番（中川光博） 今回のこの陳情書について不採択に賛成の立場から意見を述べたいと思います。

ご承知のとおり憲法93条に、行政府の長と議会と同等のものであるということがうたわれております。この地方分権が進んでいる中で、ますますその重要性は高まってきているのではないのでしょうか。そういう中であって、この地方議会にありましても立法府としての役割をどういうふう果たしていくか、既にこういう段階に入っているのではないのでしょうか。私たち議会は既に、昨年度より潟上市学校教育環境のあり方についての答申が既に1年以上前に答申がありまして、未だに結論を出していません。もちろん行政も結論を出していませんし、私たち議会も結論を出していません。今、地域の住民から陳情が出てきた時に立法府の地方議会がそれにどういうふうにかたえていくか、いたずらに継続審査等の延期は既に許されないのではないのでしょうか。私たち議会は責任を持って賛成・反対をやはりきちっとうたうべきだと思います。もちろん議会全体の合意がこの議会の一つの方向づけになるわけですので、それぞれ議員の皆さんの意見はあろうかと思いますが、既に継続しながら許される豊川小学校の統廃合に関する時期ではないのではないのでしょうか。住民の側から議会の方に陳情が投げかけられました。

私たちはやはり責任を持ってこれに賛成か反対か、しっかり意思表示をしてもいいのではないのでしょうか。

私はそういう意味で、文教常任委員会の一員ですけれども、今委員長から報告ありました理由に基づいて本件の陳情書について不採択に賛成致します。

以上です。

○議長（藤原幸作） 次に、反対者の発言を許します。16番。

○16番（菅原久和） 委員長報告では不採択ということでしたけれども、私はその不採択に対して反対したいと思います。

先ほどいろんな形で話されておりましたけれども、潟上市学校教育環境のあり方についての答申は学校の規模については1学級の児童生徒数が30人程度、小学校では1学年2～3学級、中学校では1学年2～4学級であることが望ましい。そして複式学級を毎年有することが考えられる小中学校については、学区の見直しや統合する方が望ましいという答申であります。確かにそういう児童数の推移や子供の環境から言えばそういう考えになるのかなということは私も考えます。ただ、ここの陳情書は、ただ単に豊川小学校を存続させろということではなくて、その地域社会の活性化と発展を求めるということがその地域の大きなものではないかなと私はこれから汲み取ります。

それで豊川の地区については、地域、家庭、学校が一体となって子育てを実践している豊川の教育というものがまず一つあります。それと、創世の石川理紀之助のゆかりの地であると。一つの石川理紀之助のネームの部分。そしておいしい米を作る場所だと。それと産業遺産群に豊川油田が選ばれたと。要するに豊川をヨイショする会が今NPOの活動をしておりますけれども、そういうその地域の非常に特色のあるものがあの地域にはあるのではないかなと私は思います。そういう意味で、単に小学校だけの問題ではなくして地域全体の発展とかそういうことを考えた時に、やはりその地域の、委員長ここに最後に書いておりますけれども、地域の構築を考慮した市の方針を明確にし、これを住民に説明をして納得する、要するにお互いに説明することが非常に大事ではないのかなと私は思いますので、不採択については反対ということであります。

以上です。

○議長（藤原幸作） 次に、賛成者の発言を許します。13番。

○13番（佐藤 昇） 私も文教常任委員ではございますが、先ほど委員長からもるる報告ありますように不採択でございます。ということは、重複するところは避けますけれ

ども、行政は常に動いておるという中での議会は議会の判断であります。今までもいろいろ議論はされてきました。その中で一つ大きな要素は、あの小学校は大変伝統のある学校であるということは私から申し上げるまでもないことではございますが、危険校舎でありまして一刻の猶予もならないというところもあるわけです。親の方のアンケートを取りましても67%が統合を望んでおる。学校の生徒数も今申し上げたような推移をたどるということからして時は急ぐのだということを考えております。

しかし、統合ということになってもいろいろな手続きもありますし、児童生徒を持っている家庭、地域の、周辺の理解も得るということで行政は進められると思います。そういう時間的なことを考慮しましても今が早いということではなくして、今、議会としてはっきり継続ではなくて、いずれ継続といっても結論を出さなければいけない。やがて学校の統合へ向けていくという確信を持って不採択に賛同するものであります。

以上であります。

○議長（藤原幸作） 次に、反対者の発言を許します。14番。

○14番（伊藤 博） 陳情第20号につきまして不採択すべきものに対しまして反対の立場から討論を行います。

報告書にもありますように、PTA会長は方針が出れば意見や要望が出ると思うと話されております。また、報告書にありますように当局が明確な方針を示していないうちにこの我々議会が陳情を不採択にしていくということは、結論をあまりに急ぐものでありまして、ひいては市民に予見を与え、混乱を招くことにつながりかねないと思います。さらに陳情は「豊川小学校を存続させ」ということと「地域社会の活性化と発展を求める」という陳情書の内容であります。報告によれば、豊川小学校の改築の問題についてはいろいろと児童数の減少等で問題がありますが、地域社会の活性化と発展の問題については何らこたえている部分がありません。先ほどの賛成者の討論の中では、いたずらに継続審査を求めていかないというご意見がありましたが、いたずらに継続審査を求めているものではなく、ここの結論づけた最後の意見を付してという部分にあるように迅速に地域住民との話し合いの場を持ち、地域構築を考慮した市の方針を明確にし説明すべきであるというのであれば、地域に対して当局が方針を示し話し合いを持って、その方向で地域の皆さんと一緒に方向を確立していく、これに議会が後押しをしていくべきだと考えるものであります。確かに議会の主体性は大事であります。採択なのか不採択なのか、はっきりしなければならぬ部分はあります。しかしながら、この問題を採択

・不採択で結論づけていっても、今すぐに議会に予算の執行権ありません。ですから当局が結論を出して地元住民と説明会を開いて話し合いの合意形成を図った上で、さらに議会も一緒になって話し合いをして、それでこの問題の解決を図っていく、ひいては伝統ある地域の地域社会の活性化と発展を求めていく、これが我々住民から付託された議員のなすべき姿だと思っております。

ですから今回、不採択には反対を致しますが、不採択に反対をするということは、さらにこの後、当局と地域と話し合いを持っていただいて、その後の意見も十分聞いていくというつもりでおります。議員の賢明なる判断をここで示すべきだと思います。

以上、反対の立場から討論を終わります。

○議長（藤原幸作） 暫時休憩します。

午後 3時43分 休憩

.....

午後 3時45分 再開

○議長（藤原幸作） 会議を再開します。

そのほかございませんか。7番どうぞ。

○7番（佐藤恵佐雄） 休憩を取ってもらいたいのですが。

○議長（藤原幸作） 休憩動議ですか。

ただいま7番から休憩動議が出されております。一応、動議として取り扱いします。休憩動議が出ていますが皆さんいかがですか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 異議ないようですから、そうしますと再開は4時とします。

午後 3時46分 休憩

.....

午後 4時02分 再開

○議長（藤原幸作） 休憩前に引き続き会議を再開致します。

先ほどの反対・賛成討論の中で継続というのもございましたので、最初に継続についてお諮りすると。その次に、それが少数であれば、次に原案について、不採択について賛否を問うこととなりますので、そこら辺をお含み願いたいと思います。

最初は継続の意見がございますので、議事整理、継続について、いわゆる賛否を取ると。そういうことありますので、それから次に委員長の不採択についての賛否を問う

と二段構えになりますので、そこら辺をお含み願いたいというふうに思います。3番。

○3番（児玉春雄） なぜ文教の委員長報告の不採択を早くやらないの。おかしくないですか。やはり文教報告の不採択を先にやるのが常道だと思いますよ。なぜ継続審査が最初ですか。これは納得できません。

○議長（藤原幸作） 次長から説明します。

○議会事務局次長（伊藤正吉） 本会議において継続審査した方がいいという方が1人でもいれば、先に継続審査について諮ることになります。これは原則であります。継続審査がもし否決されれば、初めて採択するか不採択にするかということで今回の文教から出された不採択にするということを諮ることになります。そういうことの流れになります。

○議長（藤原幸作） 暫時休憩します。

午後 4時05分 休憩

.....
午後 4時06分 再開

○議長（藤原幸作） 会議を再開します。

11番藤原典男議員から陳情第20号を継続審査とするという動議がありますので、この件については起立採決を行います。

先に継続についてお諮りします。陳情第20号について継続審査することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 暫時休憩します。

午後 4時08分 休憩

.....
午後 4時16分 再開

○議長（藤原幸作） 休憩前に引き続き会議を再開致します。

9対9でございますので、議長と致しましては継続することには反対します。

それに基づきまして、陳情第20号については文教常任委員長報告のとおり不採択することに賛成する方は起立願います。賛成の方は起立願います。今の起立については不採択に賛成する方ということでございます。

大変失礼ですけれども今氏名等を確認しますので、大変恐縮ですが、20号については文教常任委員長報告のとおり不採択することに賛成する方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（藤原幸作） 起立少数であります。よって、陳情は採択することに決定になりました。

今、不採択に賛成ということで起立を求めたわけであります。そして、今のところは7名という少数でありました。

それでは、これより平成20年度補正予算（案）ならびに平成21年度各会計予算（案）について、順次、起立採決をもって行いますので、ご協力願います。

最初に、議案第10号、平成20年度潟上市一般会計補正予算（第8号）（案）について採決を行います。本案に対する各常任委員長の報告は可決です。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（藤原幸作） 起立全員。したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号、平成20年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）（案）について採決致します。本案に対する社会厚生常任委員長の報告は可決です。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（藤原幸作） 起立全員。したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号、平成20年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）（案）について採決致します。本案に対する社会厚生常任委員長の報告は可決です。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（藤原幸作） 起立全員。したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号、平成20年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）（案）について採決致します。本案に対する社会厚生常任委員長の報告は可決です。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（藤原幸作） 起立全員。したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号、平成20年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第5号）（案）

について採決致します。本案に対する産業建設常任委員長の報告は可決です。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（藤原幸作） 起立全員。したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号、平成20年度潟上市豊川財産区特別会計補正予算（第1号）（案）について採決致します。本案に対する産業建設常任委員長の報告は可決です。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（藤原幸作） 起立全員。したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号、平成20年度潟上市下虻川財産区特別会計補正予算（第1号）（案）について採決致します。本案に対する総務常任委員長の報告は可決です。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（藤原幸作） 起立全員。したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号、平成20年度潟上市和田妹川財産区特別会計補正予算（第1号）（案）について採決を致します。本案に対する総務常任委員長の報告は可決です。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（藤原幸作） 起立全員。したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号、平成20年度潟上市飯塚財産区特別会計補正予算（第2号）（案）について採決致します。本案に対する総務常任委員長の報告は可決です。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（藤原幸作） 起立全員。したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号、平成20年度潟上市水道事業会計補正予算（第5号）（案）について採決致します。本案に対する産業建設常任委員長の報告は可決です。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（藤原幸作） 起立全員。したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号、平成21年度潟上市一般会計予算（案）について採決致します。本

案に対する各常任委員長の報告は可決です。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（藤原幸作） 起立全員。したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号、平成21年度潟上市国民健康保険事業特別会計予算（案）について採決致します。本案に対する社会厚生常任委員長の報告は可決です。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（藤原幸作） 起立全員。したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号、平成21年度潟上市老人保健特別会計予算（案）について採決致します。本案に対する社会厚生常任委員長の報告は可決です。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（藤原幸作） 起立全員。したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号、平成21年度潟上市後期高齢者医療特別会計予算（案）について採決致します。本案に対する社会厚生常任委員長の報告は可決です。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（藤原幸作） 起立全員。したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号、平成21年度潟上市介護保険事業特別会計予算（案）について採決致します。本案に対する社会厚生常任委員長の報告は可決です。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（藤原幸作） 起立多数。したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号、平成21年度潟上市有線放送事業特別会計予算（案）について採決致します。本案に対する社会厚生常任委員長の報告は可決です。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（藤原幸作） 起立全員。したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号、平成21年度潟上市農業集落排水事業特別会計予算（案）について

採決致します。本案に対する産業建設常任委員長の報告は可決です。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（藤原幸作） 起立全員。したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号、平成21年度潟上市下水道事業特別会計予算（案）について採決致します。本案に対する産業建設常任委員長の報告は可決です。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（藤原幸作） 起立全員。したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号、平成21年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計予算（案）について採決致します。本案に対する産業建設常任委員長の報告は可決です。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（藤原幸作） 起立全員。したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第32号、平成21年度潟上市豊川財産区特別会計予算（案）について採決致します。本案に対する産業建設常任委員長の報告は可決です。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（藤原幸作） 起立全員。したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第33号、平成21年度潟上市下虻川財産区特別会計予算（案）について採決致します。本案に対する総務常任委員長の報告は可決です。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（藤原幸作） 起立全員。したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第34号、平成21年度潟上市和田妹川財産区特別会計予算（案）について採決致します。本案に対する総務常任委員長の報告は可決です。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（藤原幸作） 起立全員。したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第35号、平成21年度潟上市飯塚財産区特別会計予算（案）について採決致

します。本案に対する総務常任委員長の報告は可決です。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（藤原幸作） 起立全員。したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第36号、平成21年度潟上市土地取得事業特別会計予算（案）について採決致します。本案に対する総務常任委員長の報告は可決です。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（藤原幸作） 起立全員。したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第37号、平成21年度潟上市水道事業会計予算（案）について採決致します。本案に対する産業建設常任委員長の報告は可決です。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（藤原幸作） 起立全員。したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

石川市長より報告があります。石川市長。

【市長の報告】

○市長（石川光男） お疲れのところでございますが、国会の動向に鑑み今定例会に2件の追加提案をさせていただきましたことから、議案審議にあたってその概要について申し上げます。

はじめに、議案第39号、潟上市立保育所を世田谷区が保育を実施する児童に使用させることに関する協議については、平成21年2月23日付で東京都世田谷区長より保育所の広域入所の協議の申し入れがありましたので、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第40号、平成20年度潟上市一般会計補正予算（第9号）（案）については、国会において定額給付金などの財源を確保する第2次補正予算関連法案が成立しましたことから、関係する事業等について補正予算を計上し、あわせて平成20年度内に支出を完了することが困難であることから繰越明許するものであります。

このうち定額給付金事業については、景気後退下での家計への緊急支援として実施するものであり、あわせて景気を下支えする経済効果を目的とするものであります。

給付対象者は、平成21年2月1日を基準日として住民基本台帳等に記録されている方で、対象者1人につき1万2,000円、ただし65歳以上の方および18歳以下の方について

は1人につき2万円を給付するものであります。

給付金の申請書類は、住民基本台帳等の記録に基づいた世帯主等に郵送配付され、世帯主等による申請で口座振込を原則としております。

今後のスケジュールとしましては、電算システムの構築等を行い、申請書の郵送を3月下旬に、その後、口座振込テストなどを実施して4月中旬から下旬の給付振込みを想定しております。

また、子育て応援特別手当給付事業についても、定額給付金同様、2月1日の基準日において世帯に属する3歳以上18歳未満の子が2人以上おり、かつ第2子以降の就学前3学年の子、平成14年4月2日から平成17年4月1日生まれまでの子に対し、1人当たり3万6,000円を支給するものであり、同じく補正予算としたものです。

以上、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

【日程第38、議案第39号 潟上市立保育所を世田谷区が保育を実施する児童に使用させることに関する協議について】

○議長（藤原幸作） 日程第38、議案第39号、潟上市立保育所を世田谷区が保育を実施する児童に使用させることに関する協議についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

当局より提案理由の説明を求めます。教育長職務代理者山平教育次長。

○教育次長（山平 東） 1ページをお開き願いたいと思います。

議案第39号、潟上市立保育所を世田谷区が保育を実施する児童に使用させることに関する協議について。

潟上市立保育所を世田谷区が保育を実施する児童に使用させることについて、地方自治法第244条の3第2項の規定に基づき、潟上市と世田谷区との間において協議するものとする。

平成21年3月5日提出 潟上市長 石川光男

提案理由でございます。潟上市立保育所を世田谷区が保育を実施する児童に使用させるため、地方自治法第244条の3第2項の規定に基づき協議することについて、同条第3項の規定により議会の議決を求めるものである。

今回の保育入所する園は二田保育園でございます。3歳児の男の子です。入所理由は、母親の里帰り出産となっております。期間は平成21年5月1日から平成21年7月31日となっております。

以上、ご審議のほど宜しく申し上げます。

○議長（藤原幸作） これで説明を終わります。

これより議案第39号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第39号を採決致します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立多数。したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

【日程第39、議案第40号 平成20年度潟上市一般会計補正予算（第9号）（案）について】

○議長（藤原幸作） 日程第39、議案第40号、平成20年度潟上市一般会計補正予算（第9号）（案）についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

当局より提案理由の説明を求めます。伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤賢志） 議案第40号、平成20年度潟上市一般会計補正予算（第9号）（案）について。

別冊のとおり

平成21年3月5日提出 潟上市長 石川光男

別冊の予算書の方をお開き願いたいと思います。

議案第40号、平成20年度潟上市一般会計補正予算（第9号）でございます。

平成20年度潟上市一般会計補正予算（第9号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億6,089万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ133億1,519万円とするものでございます。

それでは3ページをお願い致します。

第2表の繰越明許費についてご説明申し上げます。

繰越明許費は、地方自治法第213条第1項の規定により、年度内にその支出を終わら

ない見込みのあるものについて翌年度に繰り越して使用することができる経費の上限を定めるものでございます。

はじめに、2款総務費1項総務管理費の地域活性化・生活対策事業は2月5日の臨時議会で可決いただいたものでございますが、3億2,160万円を翌年度に繰越するものでございます。

次に、定額給付金給付事業は、今議会でご審議いただいている一般会計補正予算（第8号）に計上している事務費でございますけれども2,003万7,000円と、今回の補正予算（第9号）で計上している給付費5億4,526万8,000円の合わせて5億6,530万5,000円を翌年度に繰越するものでございます。

次に、3款の民生費1項社会福祉費の後期高齢者医療システム改修事業は一般会計補正予算（第8号）に計上しているものでございますが、535万5,000円を翌年度に繰越するものでございます。

最後に2項児童福祉費の子育て応援特別手当給付事業は、定額給付事業と同様で事務費110万8,000円と給付費1,562万4,000円の合わせて1,673万2,000円を翌年度に繰越するものでございます。

5ページをお願い致します。

歳入でございますけれども、13款2項1目民生費国庫補助金は1,562万4,000円の追加で、子育て応援特別手当給付費交付金でございます。

4目の総務費国庫補助金は5億4,526万8,000円の追加で、定額給付金の給付事業費補助金でございます。

歳出でございますけれども、2款総務費1項総務管理費19目定額給付金給付事業費は5億4,526万8,000円の追加で、3万5,641人分の給付費で、財源はすべて国庫補助金であります。

それから3款民生費2項児童福祉費9目子育て応援特別手当給付事業費は1,562万4,000円の追加で、434人分の給付費で、財源は定額給付金と同様ですべて国庫補助金でございます。

補足でございますけれども、このたびの生活対策事業で水道事業会計でも地域活性化・生活対策事業費交付金を活用する事業を3,730万円の事業費でございます。これについても予算の全額を繰越する予定ですが、地方公営企業法第26条の規定により予算の定めを必要としないため、追加の補正予算はございません。

以上でございます。

○議長（藤原幸作） これで説明を終わります。

これより議案第40号について質疑を行います。質疑ありませんか。7番。

○7番（佐藤恵佐雄） 定額給付金についてお伺いしたいと思います。

皆さんもご存じのとおり、昨日、関連予算案が成立しまして、いよいよ紆余曲折ありましたが、支給の方向性に決まったということで、当局におかれましても議会議員におかれましても大変この問題には難儀されたかと思っておりますけれども、今日の新聞等を見ますと、秋田県の25市町村の中で潟上市におかれましては4月の下旬の支給の開始という報道がされておりました。ただ、いち早く北海道の西興部村とか青森の西目屋村が今日開始を既にしました。そういう意味では大変それなりにいただく方は今か今かとお待ちしております、テレビ等見れば喜んでる姿が見受けられます。あまりいらぬという方は、ほとんどいないような感じも致します。そういう意味では我が市としましても、当初より3月定例議会がこの2月に行ったという意味で大変早くもしていただけるのではないかなと私は期待しておったわけでございます。男鹿市とか能代市は4月上旬といたしますか、そういう方向性でおりますし、もしできるものであるならば、もう決定されたことですので、当局の事務サイドに大変ご難儀かけるかと思っておりますが、その辺を考慮してどうですか、もう少し早めに支給する方法は取れないものかどうか、その辺ちょっとお願いしたいと思います。

○議長（藤原幸作） 伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤賢志） 佐藤議員の質問にご答弁したいと思いますけれども、うちの方も事務費が2月のこの補正予算、今回の8号でやっておりますけれども、予算の伴わない準備にはもう既に取りかかってございます。それから臨時職員も今回3名ですか決まって配置されて、現在、電算システムのその委託作業に入っておりますので、それがどうしても時間がかかるということでございますので、あとの事務的なものが整い次第、できれば今回4月下旬と言っておりますけれども、できれば4月の中旬頃まで何とか交付をしたいと考えてございますので、どうか宜しくお願い致します。

○7番（佐藤恵佐雄） どうも、まず前向きな答弁をいただきましてありがとうございます。

○議長（藤原幸作） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第40号を採決致します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（藤原幸作） 起立全員。したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

【日程第40、発議第1号 潟上市議会会議規則の一部を改正する規則（案）について】

○議長（藤原幸作） 日程第40、発議第1号、潟上市議会会議規則の一部を改正する規則（案）についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

発議第1号について提出者より説明を求めます。15番伊藤栄悦議員。

○15番（伊藤栄悦） 発議第1号、潟上市議会会議規則の一部を改正する規則（案）について、ご説明致します。

普通地方公共団体の議会実態などを踏まえ、議会活動の範囲を明確化すること、会議規則で明確化することにより、これまでは公務災害の対象外、費用弁償の支給対象外であったものを公務災害の対象とし、費用弁償の支給が可能なものとするを主な目的とし、地方自治法第100条に「議会は会議規則の定めるところにより議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整の場を設けることができる」という内容が追加されました。これにつきましては、全国市議会議長会より標準会議規則が示され、本議会の会議規則もこれに沿って改正するものであります。

改正内容は、会議規則の第7章を「協議又は調整を行うための場」とし、協議の場などの設置手続きと全員協議会、会派代表者会議、委員長会議を協議の場などと規定するものであります。

以上が提案理由の説明であります。

○議長（藤原幸作） これより発議第1号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これより発議第1号を採決致します。本件は、原案のとおり決定することにご異議あ

りませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 異議なしと認めます。したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

【日程第41、発議第2号 議会改革特別委員会の設置に関する決議について】

○議長(藤原幸作) 日程第41、発議第2号、議会改革特別委員会の設置に関する決議についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

発議第2号について提出者より説明を求めます。13番佐藤 昇議員。

○13番(佐藤 昇) 私から発議第2号をご説明申し上げます。

発議第2号、議会改革特別委員会の設置に関する決議について。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び潟上市議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成21年3月5日提出

潟上市議会議長 藤原幸作様

提出者 佐藤 昇

賛成者 藤原 幸雄

賛成者 伊藤 栄悦

賛成者 菅原 久和

別紙

議会改革特別委員会の設置に関する決議

次のとおり、議会改革特別委員会を設置する。

記

1. 名称

議会改革特別委員会

2. 設置の根拠

地方自治法第110条及び潟上市議会委員会条例第6条

3. 設置の目的及び調査・研究事項

市民の声を市政に反映するにふさわしい議会に向けて、市内外の状況を踏まえながら下記の事項を調査・研究し、議会改革の推進を図る。

- (1) 議員定数について
- (2) 議員報酬について
- (3) 費用弁償について
- (4) 政務調査費について
- (5) 議会報告会について
- (6) 会派について
- (7) 議会運営について
- (8) 一般質問について
- (9) 議員研修について
- (10) 広報公聴について
- (11) 審議会について

4. 委員会の構成

委員会は、平成21年1月15日現在の会派構成に基づき、3人以上の所属議員を有する会派から各1名（計4名）、1人会派から2名、常任委員会の委員長4名の合計10名の委員と、議長、副議長をオブザーバーとして構成する。

5. 委員長及び副委員長

- ①委員長及び副委員長は委員会において互選する。
- ②委員長は委員会を代表し、委員会の総括及び会議の運営にあたる。
- ③副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはこれを補佐する。

6. 設置期間

平成21年12月定例会終了までとする。

7. 閉会中の継続審査

閉会中の継続審査をする。

なお、委員は委員会構成一覧のとおりでございますので、あわせてご確認いただきたいと思えます。

以上、発議第2号に関しての説明であります。

○議長（藤原幸作） これより発議第2号について質疑を行います。質疑ありませんか。
11番。

○11番（藤原典男） 委員会の構成についてちょっと伺いたいですけれども、各会派から1名、3人以上の会派、それから常任委員会から委員長が1名ずつ、それから1人

会派から2名ということなんですけれども、人間ですからいろいろ病気とかあれこれありまして委員会に何というんですか、いろいろな会議に参加できないとかいろんな事情があって委員会としてのまず任務を果たせないとなれば、欠員があった時にこれ繰上げをどうするのかということについてちょっとお話があったかどうか、そこら辺ちょっとお聞きしたいんですけれども。

○議長（藤原幸作） 13番。

○13番（佐藤 昇） これまでの会派代表者会議、そして全員協議会の中では、常識的には特別委員会ですからその本人が出席することが旨としております。なお、繰上げだとか補欠だとかということについては今までそのことは話はしておりません。今後の委員会の中でのお話しではないかと、このように判断しております。

○議長（藤原幸作） ほかに。11番。

○11番（藤原典男） 今後の委員会の中のお話もそうなんですけれども、こういう欠員が生じた時はやはり委員の数を保ってしっかり議論できるように、この補欠が、欠員があった場合はやはり全員に諮ってどうするのかということを経験をしていただきたいと思うんですけれども、そこら辺についてはどうでしょうか。

○議長（藤原幸作） 私からちょっと話します。

特別委員会と、委員会も同様でございますが辞任した場合は補充するということになっています。例えば病欠等でそれが欠席だということになれば、それはまた本会議でいろいろお諮りするということになるか、または閉会中でありまして議長の職権でもってどのようにするかということになると思いますので、あらかじめお含み願いたいと思います。

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

ただいま13番佐藤議員ほか3名から提出されました議会改革特別委員会の設置に関する決議のとおり、10人の委員をもって構成する議会改革特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原幸作） 異議なしと認めます。よって、本件については10人の委員をもって構成する議会改革特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすること

に決定致しました。

お諮りします。ただいまの設置されました委員会条例第6条の規定により議会改革特別委員会の委員の選任については、議長により指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤原幸作) 異議なしと認めます。よって、議会改革特別委員会の委員は、千田正英議員、藤原幸雄議員、佐藤恵佐雄議員、小林 悟議員、佐藤義久議員、佐藤 昇議員、菅原久和議員、中川光博議員、大谷貞廣議員、西村 武議員、オブザーバー、堀井克見議員、議長ということになります。

以上のとおり指名します。

以上で、本定例会に付議されました案件は全部終了しました。

今定例会は2月17日に招集され、本日まで17日間にわたりましたが、開会中における議員各位ならびに当局の皆様のご尽力に深く敬意を表するとともに、議長に寄せられましたご協力に対し、厚く御礼申し上げます。

当局におかれましては、審議の過程で表明されました議会の意見等を十分尊重され、より一層、効果的な行財政運営にあたられることを切望致します。

また、今年度末をもって退職されます職員の皆様におかれましては、長い間のご精励に対し心から感謝を申し上げるとともに、今後とも健康に十分留意され、ご活躍されますことをご祈念致しまして、閉会の挨拶と致します。

なお、石川市長より発言の申し出がありますので、これを許します。石川市長。

【市長の発言】

○市長(石川光男) 貴重な時間をお借りして一言ご挨拶を申し上げさせていただきます。

私の市長の任期は4月16日であります。したがって、この定例会が最後の議会となっておりますので、一言皆様に御礼と感謝の意を申したいということでございます。

まずもって、去る2月17日から今日に至るまで今定例会にご提案を申し上げました案件について、いずれも原案のとおり決定議決をいただきありがとうございました。

さて、私は平成17年3月22日の潟上市誕生後、初代市長として微力ながらも潟上市民の幸せを願い、誠心誠意、活力あるまちづくりに努めてまいりました。この4年間、議員の皆様はじめ市民の方々から心温まるご指導、ご鞭撻を賜り、その時々における諸課

題に対処しつつ、今日まで市政運営にあたってまいりました。

時、まさに未曾有の経済危機の中にあります。こうした経済不況の中で雇用情勢の悪化や少子高齢化への対応、地域再生や行財政改革への取り組み等々、行政課題が山積しております。しかし、ひるんでいては何の解決にもなりません。人と地域、行政が一体となって住民一人が生きがいを持ち、より心豊かに暮らせる地域社会の実現を目指し、諸課題に積極果敢に対処していくことが肝要であります。潟上市民が融和し、市民による市民のためのまちづくりに前進してまいりたいと心しております。

議員ならびに市民の皆様には今後とも格別のご支援とご指導を賜りますよう切にお願い申し上げ、市長在職にあたっての感謝とお礼の挨拶と致します。ありがとうございました。

○議長（藤原幸作） これにて平成21年第1回潟上市議会定例会を閉会致します。

どうも御苦労さまでございました。

午後 4時57分 閉会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

潟上市議会議長 藤 原 幸 作

〃 署名議員 戸 田 俊 樹

〃 署名議員 児 玉 春 雄